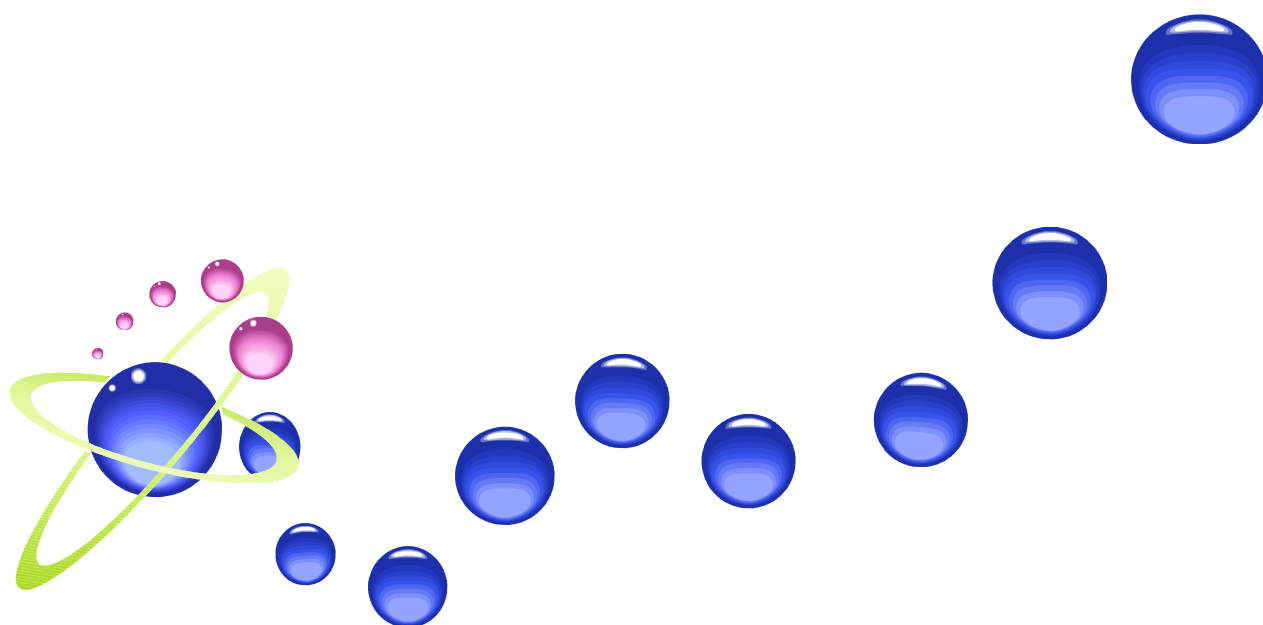


山口県特別支援教育ビジョン実行計画（第2期）



平成23年1月

山口県教育委員会

【目次】

◆第1部 「第2期実行計画」の位置付け及び「第1期実行計画」の推進状況

I 特別支援教育ビジョン実行計画(第2期)の位置付け	1
1 作成の趣旨	1
2 計画の期間	2
II 第1期実行計画の推進状況と課題	3
1 総合支援学校の現状	3
2 幼・小・中・高等学校等における現状	6
3 教職員の専門性の向上	8
4 関係機関と連携した相談支援体制	9
5 学習環境の整備・充実	9
6 第2期実行計画作成に向けた課題と方向性	10

◆第2部 「第2期実行計画」による本県特別支援教育の充実・発展

III 第2期実行計画による本県特別支援教育の充実・発展	11
1 実行計画のスケジュール	11
2 実行計画の中期目標	11
3 実行計画推進に当たって	11
4 実行計画の構成	12
IV 県立学校における特別支援教育の充実	13
1 総合支援学校における取組	13
2 県立高等学校等における取組	19
V 市町立幼稚園・小・中学校における特別支援教育の充実	22
1 きめ細かな支援のための校内体制づくり	22
2 発達障害等を含めた障害の実情に即した支援	24
3 特別支援学級や通級指導教室における指導の充実と柔軟な活用	26
VI 地域における相談支援の充実	28
1 幼稚園、保育所等の幼児期における相談支援の充実	28
2 ふれあい教育センターを中核とする相談支援体制の構築	29
3 地域におけるネットワークづくり	30
4 理解啓発の推進	32
VII 教職員の専門性の向上	33
1 教職員の専門性と研修	33
2 開かれた学校づくりと外部人材の参画	35
3 人事交流の促進	35
VIII 本県特別支援教育ビジョンの実現に向けて〈実行計画の円滑な実施と推進〉	37
1 推進体制	37
2 実行計画スケジュールと目標	37
*重点プログラム(施策)一覧	38
*巻末資料1 〈特別支援学校在籍者数の推移〉	39
*巻末資料2 〈総合支援学校の変遷〉	40
〈総合支援学校及び特別支援学級在籍者数の推移〉	

第 1 部

「第2期実行計画」の位置付け及び「第1期実行計画」の推進状況

I 特別支援教育ビジョン実行計画（第2期）の位置付け

1 作成の趣旨

本県では、平成18年3月に策定した「山口県特別支援教育ビジョン」の構想の実現に向け、ビジョンの期間である平成18年度から27年度までの10年間を、前後半の5年ごとに区切り、前半を基盤整備・推進期、後半を充実・発展期と位置付け、それぞれ実行計画を作成し、施策を具体的に進めています。

平成18年10月に作成した「山口県特別支援教育ビジョン実行計画（第1期）」（以下、「第1期実行計画」とします。）では、「地域で支え、育ち合う、特別支援教育の推進」を中期目標として、様々な施策に取り組み、実行計画推進委員会における事業への評価・改善への意見等も踏まえながら、本県らしい特別支援教育を推進してきました。

また、計画期間の中間年に当たる平成20年度には、計画の進捗状況を総合的に検討し、「実行計画見直し」を作成し、着実に成果をあげてきました。

「山口県特別支援教育ビジョン実行計画（第2期）」（以下、「第2期実行計画」とします。）は、第1期実行計画の成果と課題を踏まえるとともに、本県教育の指針である「山口県教育ビジョン」の「第3期重点プロジェクト推進計画 夢の実現チャレンジプラン（H22～24）」（*）との整合性も図り、作成しました。

「夢の実現チャレンジプラン」に掲げる、特別支援教育関係の重点取組事項の着実な推進を図りながら、第2期実行計画の終了年度に当たる平成27年度に、「山口県特別支援教育ビジョン」の構想を実現し、本県らしい特別支援教育が構築できるよう、取組を進めます。

<（*）「山口県教育ビジョン」の計画期間を平成24年度末までに延長し、新たに作成した実行計画>

【「山口県特別支援教育ビジョン」及び「実行計画」の計画期間】

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
山口県特別支援教育ビジョン 「一人ひとりの生きる力を高め、自立・社会参加を支える、心ふれあう教育の実現」									
実行計画（第1期）【前期5か年】 ＜基盤整備・推進期＞					実行計画（第2期）【後期5か年】 ＜充実・発展期＞				
「見直し」					「見直し」				

【「山口県教育ビジョン」の計画期間】

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
山口県教育ビジョン（H10～H22）					計画期間延長（～H24）				
第2期重点プロジェクト推進計画（H18～21）					第3期重点プロジェクト推進計画（H22～24）				
重点プロジェクト推進計画（H16～）									

2 計画の期間

- 平成23年度から平成27年度までの5年間

3 計画の進め方

- ビジョンの実現に向けた具体的な実施計画として、計画期間後期の実行計画を作成

区 分	計 画 期 間	作 成 時 期
第1期実行計画（前期）	平成18～22年度（5年間）	平成18年10月
第2期実行計画（後期）	平成23～27年度（5年間）	平成23年1月

- ◆ 実行計画の中間年である平成25年度に、幼児児童生徒の実態や学校の実情、社会動向等を踏まえた見直しを行います。また、国の動向等にも注視しながら、必要に応じて見直しを行います。
- ◆ 施策推進に当たっては、「元気」、「基礎・基本」、「つながり」の3つのキーワードに基づき、現場主義の視点に立つとともに、P-D-C-Aのマネジメントサイクルにより、見直しに努めます。

II 第1期実行計画の推進状況と課題

1 総合支援学校の現状

(1) 総合支援学校への移行

本県では、第1期実行計画に基づき、平成20年度から、盲・聾・養護学校を原則5障害を対象とする総合支援学校へ移行しました。

移行に向けては、平成18・19年度の2年間、総合支援学校において必要となる内容についてモデル研究を実施しました。

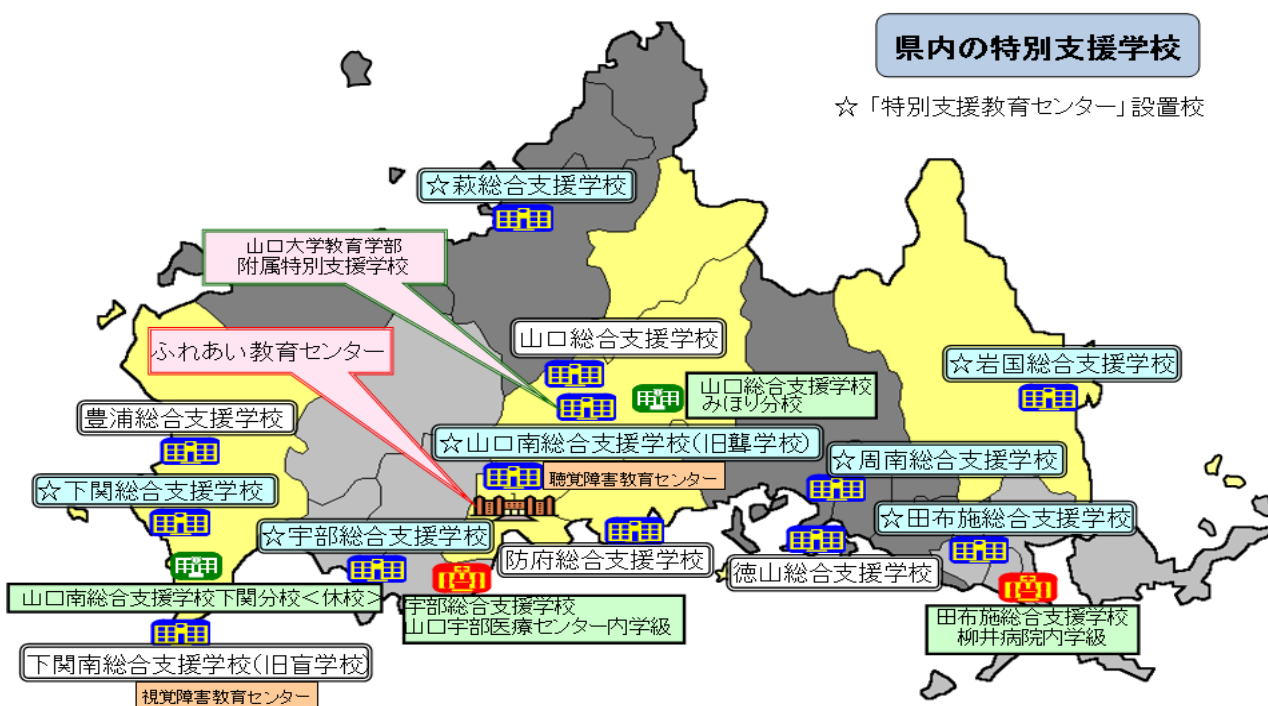
<表1「総合支援学校モデル研究」参照>

各学校では、保護者への事前説明や教育課程の編成等の準備に努め、全国的にも先進的な取組である総合支援学校への移行は円滑に進んでいる状況にあります。

【表1：総合支援学校モデル研究】

研究内容	校名	研究内容	校名
「教育課程」	防府、下関	「職業教育」	田布施、山口
「特別支援教育センター」	宇部、萩	「交流・共同学習」	岩国、周南

【図1：県内の総合支援学校一覧】



(2) 幼児児童生徒の状況

ア 在籍者数

総合支援学校に在籍する幼児児童生徒の人数は、平成18年度と22年度で比較すると、幼稚園で7人減少していますが、小学部で81人、中学部で64人、高等部で101人の計246人の増加となっています。

<巻末資料1「特別支援学校在籍者数の推移」参照>

一方、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由の単一障害の幼児児童生徒数は、減少傾向にあり、同一障害の同一学年の集団を確保することが困難な状況にあります。

特に、山口南総合支援学校（旧聾学校）及び下関南総合支援学校（旧盲学校）では、児童生徒が在籍していない学年もあります。

山口南総合支援学校では、聴覚障害の児童生徒数は減少傾向にありますが、知的障害の生徒を対象とする高等部産業科の設置により、高等部生徒数が増加し、部活動、学校行事等において、集団活動による相互の交流が促進されています。

また、在籍する児童生徒数が学校間で偏りを生じており、教室や実習室等の学校施設の効果的な活用について検討する必要があります。

イ 障害の状況

総合支援学校への移行後も、各学校に在籍する幼児児童生徒の障害の状況に大きな変動はありませんでしたが、高等部においては障害の多様化が進む傾向がみられます。

昭和23年の新学制により、盲・聾学校が設置されましたが、養護学校については、肢体不自由を対象とする防府が昭和43年、病弱を対象とする豊浦が昭和47年、知的障害を対象とする宇部が昭和40年、田布施が昭和52年に設置されました。

養護学校義務制が開始された昭和54年度に、肢体不自由を対象とする周南、知的障害を対象とする下関が設置され、その後、知的障害を対象とする岩国、徳山、萩が、順次、設置され、平成12年度に知的障害を対象とする山口が設置され、現在に至っています。

児童生徒数は、養護学校義務制が開始された昭和54年頃には約1,300人でした。その後、一時期減少傾向にありましたが、平成22年度では1,472人の規模となっています。

小・中・高等学校等の全児童生徒数に対する総合支援学校に在籍する児童生徒数の比率は、昭和54年度で約0.5%でしたが、平成22年度では約1.0%となっています。

<巻末資料2「総合支援学校の変遷」参照>

(3) 通学の利便性

ア スクールバス

総合支援学校に通う児童生徒の通学の利便性を図るため、平成22年度は9校36路線にスクールバスを運行しています。その状況を「表2」に示しています。

スクールバスにつきましては、利用する児童生徒の状況等を踏まえ、路線の拡充、添乗員の複数化、ノンステップバスの導入等を進めてきました。

しかしながら、バスの運行時間が60分を超過している、路線により利用児童生徒数に偏りがある、複数の学校のバスが同一路線を重複運行している等の課題があります。

【表2：平成22年度スクールバスの運行状況】

<H22.5.1現在>(人)

学校名	路 線	<36路線>	利用数
岩 国	関ヶ浜線、由宇線、玖珂線、玖北線、元町線	<5>	69
田布施	大島・平生線、光線、柳井線、熊毛線	<4>	99
周 南	戸田・須々万線、光・熊毛玖珂線	<2>	30
徳 山	長穂線、光線、下松線、防府線	<4>	95
防 府	山口線、市内東線、市内西線	<3>	47
山 口	防府線、阿知須線、阿東線、秋穂線	<4>	87
宇 部	小野田線、美祢線、宇部線、阿知須線①、阿知須線②	<5>	138
下 関	Aコース、Bコース、Cコース、Dコース、Eコース	<5>	121
萩	むつみ線、日置線、仙崎線、田万川線	<4>	73

*添乗員が複数乗車している路線<ゴシック>

イ 寄宿舍

総合支援学校には、遠隔地に居住する児童生徒の通学の利便性を図るため、6校に寄宿舍を設置しています。各寄宿舍の入舎状況については「表3」に示しています。

利用生徒数の減少や施設の老朽化が進んでいる寄宿舍もあります。

【表3：平成22年度寄宿舍の入舎状況】

<H22.5.1現在>(人)

	学 校 名 旧学校名(対象の障害)	定 員	入 舎 生 徒 数			
			小学部	中学部	高等部	合 計
田布施	田布施養護学校(知的障害)	52			25	25
防 府	防府養護学校(肢体不自由)	120			19	19
山口南	聾学校(聴覚障害)	33	1		15	16
宇 部	宇部養護学校(知的障害)	28			17	17
下関南	盲学校(視覚障害)	48		1	7	8
豊 浦	豊浦養護学校(病弱)	20		1	6	7
	計	301	1	2	89	92

平成20年度の総合支援学校移行前の県内の盲・聾・養護学校は、盲学校1校、聾学校1校、病弱養護学校1校、肢体不自由養護学校2校、知的障害養護学校7校の計12校でした。

また、昭和54年度の養護学校義務制以前は、知的障害養護学校は、宇部と田布施の2校であり、生徒が通学するためには寄宿舍の設置が必要でした。

(4) 特別支援教育センターを中核とした相談支援体制の構築

県内7校の総合支援学校に設置した「特別支援教育センター」は、地域における相談支援の中核的な役割を果たしています。

特別支援教育センターでは、小・中学校に設置している「サブセンター」と連携しながら、幼児児童生徒や保護者等への教育相談の実施、学校等からの要請に応じて校内研修への協力、教員への支援方法等に関する助言、「地域コーディネーター(*)」による公立幼・小・中・高等学校等への巡回訪問など、地域の実情を踏まえた相談支援を進めています。

また、「やまぐち総合教育支援センター」内に設置している「ふれあい教育センター」では、発達障害を含め障害のある幼児児童生徒への広域的かつ専門的な相談支援を行うとともに、特別支援教育センター間の連絡調整を行っています。

さらに、山口南総合支援学校(旧聾学校)、下関南総合支援学校(旧盲学校)それぞれに設置した、「聴覚障害教育センター」「視覚障害教育センター」では、小・中学校の難聴や弱視特別支援学級を含め、全県的な聴覚障害や視覚障害の児童生徒へのきめ細かな相談支援を進めています。

* 地域コーディネーター

地域コーディネーターは、LD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒や保護者、担任等への支援を行うために、地域の学校等への巡回相談や巡回指導、校内支援体制についての助言など、地域の特別支援教育の充実に取り組んでいます。

2 幼・小・中・高等学校等における現状

(1) 校内の相談支援体制の整備

平成19年度に一部改正、施行された学校教育法に、幼・小・中・高等学校等の通常の学級においても、発達障害(*)を含め障害のある幼児児童生徒が在籍する場合、特別支援教育を実施しなければならない旨の規定がなされました。

本県では、実行計画に基づき、平成18年度から、県内すべての公立幼稚園・小・中・高等学校等の管理職をはじめ全教職員が参加する研修の実施、地域コーディネーターによる巡回訪問等により、教職員の特別支援教育の理解や校内における相談支援体制の整備に努めてきました。

その結果、校内委員会の設置、校内コーディネーターの指名、全教職員を対象とする研修会の実施等の基礎的な体制整備については、文部科学省の「平成21年度特別支援教育体制整備状況調査結果」によると、幼・小・中・高等学校ともに全国的にもトップクラスにあります。

【表4：平成21年度公立幼・小・中・高等学校特別支援教育体制整備状況調査結果】 <H21.9.1現在> (%)

	委員会	実態把握	校内Co	指導計画	支援計画	相談員	専門家	教員研修
幼稚園	100	100	100	46.4	50.0	100	100	94.2
小学校	100	100	100	82.9	82.3	100	100	100
中学校	100	100	100	85.2	83.3	100	100	100
高等学校	100	100	100	19.7	19.7	100	100	100

(注)・表中の数値は、各校種のすべての学校のうち、以下の項目の内容を達成している学校の割合(%)を示す。

委員会	：校内委員会の設置	支援計画	：「個別の教育支援計画」の作成(*)
実態把握	：発達障害の実態把握	相談員	：巡回相談員の活用
校内Co	：校内コーディネーターの指名	専門家	：専門家チームの活用
指導計画	：「個別の指導計画」の作成(*)	教員研修	：特別支援教育の校内研修の実施

・下関中等教育学校前期課程は中学校、後期課程は高等学校に含む。

(2) 小・中学校特別支援学級

特別支援学級の設置状況を「表5」に示しています。

平成18年度と22年度を比較すると、小学校では学級数が44学級、在籍者数が348人増加しており、中学校では35学級、在籍者数が144人の増加となっています。

また、障害種別では、自閉症・情緒障害特別支援学級の在籍者数、学級数がともに増加傾向にあります。他の障害については、あまり変動がない状況にあります。

* 発達障害

LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、高機能自閉症・アスペルガー症候群等の障害を総称して「発達障害」と呼んでいます。発達障害のある子どもは、障害による困難をかかえています、優れた能力を発揮する場合もあります。できる限り早期から適切な支援を受けることによって状態が改善することも期待されます。(P24注釈参照)

* 個別の教育支援計画

幼児児童生徒の一人ひとりの教育的ニーズを把握し、乳幼児期から学校卒業後までを見通した長期的な視点で、福祉、医療、労働等の関係機関が連携して教育的支援を行うために作成する計画です。

* 個別の指導計画

各学校の教育課程や「個別の教育支援計画」に示された長期的な支援の方針を踏まえて、(障害のある幼児児童生徒一人ひとりの、一年間の)各教科等の目標や内容・方法、配慮事項などを具体的に示した計画です。

【表5：第1期実行計画期間中の特別支援学級数及び児童生徒数の推移】

＜H22.5.1現在＞(人)

			弱 視	難 聴	知 的	肢 体	病 弱	言 語	自・情	計
小学校	在 籍	H18	2	20	415	62	4	2	396	901
		H19	2	23	425	59	5	1	470	985
		H20	2	25	439	63	3	0	545	1,077
		H21	2	37	462	63	5	0	583	1,152
		H22	5	43	480	57	2	0	662	1,249
	学級数	H18	2	15	173	43	3	1	171	408
		H19	2	16	176	41	2	1	184	422
		H20	2	16	187	41	1	0	189	436
		H21	2	24	185	40	1	0	194	446
		H22	4	28	180	40	1	0	199	452
中学校	在 籍	H18	0	7	223	15	0	2	128	375
		H19	0	6	245	18	2	2	147	420
		H20	0	5	241	19	2	2	177	446
		H21	0	4	271	23	3	0	209	510
		H22	1	7	269	18	2	0	222	519
	学級数	H18	0	7	95	12	0	1	60	175
		H19	0	6	101	15	1	1	70	194
		H20	0	4	105	16	1	1	76	203
		H21	0	3	105	18	1	0	79	206
		H22	1	7	98	14	1	0	89	210

*＜知的：知的障害＞、＜肢体：肢体不自由＞、＜自・情：自閉症・情緒障害＞

(3)小・中学校通級指導教室

通級指導教室の状況を「表6」に示しています。

平成18年度は、小学校22校、中学校2校であったものが、平成22年度には小学校33校、中学校10校に増加しています。

また、通級による指導を受けている児童生徒数は、平成18年度と平成22年度を比較すると、小学校では785人が993人、中学校では21人が112人に増加しています。

平成18年度から、新たに、LDとADHDが通級指導の対象に加えられ、各市町教育委員会では、対象児童生徒数などの地域の実情や保護者の方の意向等を踏まえた計画的な設置を進めています。

【表6：第1期実行計画期間中の通級指導教室数の推移】

(人)

	小 学 校		中 学 校	
	学 校 数	児 童 数	学 校 数	生 徒 数
H18	22	785	2	21
H19	26	867	4	31
H20	29	979	6	63
H21	32	977	9	92
H22	33	993	10	112

3 教職員の専門性の向上

(1) 総合支援学校

総合支援学校の教育の質の向上に向けては、教員の特別支援学校教諭免許状(*)の保有とともに、多様な障害に対する総合的な専門性が求められています。

このため、県教育委員会では、免許法認定講習の拡充、やまぐち総合教育支援センターの研修講座の充実、また、新たに総合支援学校に着任した教員を対象とする研修テキストの作成・配布など、教員一人ひとりの専門性の向上に努めてきました。

また、各学校では、在籍する児童生徒の障害の状況に応じた計画的な校内研修、他の総合支援学校や小・中・高等学校等から着任した教員を対象とする3年間の「新着任者用研修プログラム」の実施など、教職員の専門性の向上に取り組んでいます。

さらに、臨床心理士等の心理学の専門家、理学療法士(P T)、作業療法士(O T)、言語聴覚士(S T)(*)等の外部人材の参画を得た自立活動の充実、また、企業関係者や、障害者就業・生活支援センター職員等の参画を得た職業教育の充実など、授業改善に努め、学校教育の質の向上を図っています。

今後、各総合支援学校に多様な障害の児童生徒が在籍することが考えられますので、総合支援学校の教員には、幅広い障害への専門性ととも小・中・高等学校等での実践も求められます。

* 特別支援学校教諭免許状

教育職員免許法の平成19年4月1日の改正により、従来の盲学校教諭免許状、聾学校教諭免許状、養護学校教諭免許状が特別支援学校教諭免許状に一本化されました。修得した単位により、視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱の5つの特別支援教育領域ごとに授与されます。それぞれ、専修、1種、2種と区分されています。

* P T (Physical Therapist : 理学療法士)

身体に障害のある方に対して、基本的な動作能力の回復を図るために、体操、電氣的な刺激、マッサージ、温熱等の物理的な刺激を加えるリハビリテーションを行う専門医療従事者です。理学療法士になるには、国家試験に合格し、免許を取得する必要があります。

* O T (Occupational Therapist : 作業療法士)

身体などに障害のある方に対して、社会的適応能力又は応用的動作能力の回復を図るために、手芸、工作その他の比較的細やかな作業を通じたリハビリテーションを行う専門医療従事者です。作業療法士になるには、国家試験に合格し、免許を取得する必要があります。

* S T (Speech Language and Hearing Therapist : 言語聴覚士)

話し言葉や聞こえなどに障害のある方に対して、その機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行う専門医療従事者です。言語聴覚士になるには、国家試験に合格し、免許を取得する必要があります。

(2) 幼・小・中・高等学校等

幼・小・中・高等学校等において特別支援教育を推進するためには、園長、校長等の管理職のリーダーシップとともに教職員の特別支援教育に関する理解が重要です。

このため、県内すべての公立幼稚園、小・中・高等学校等の管理職を対象とする研修会の開催、全教職員への研修用テキスト「支援をつなぐ」の配布とこれを活用した研修の実施、地域コーディネーターが学校を巡回訪問しての校内研修や事例検討の実施等により、管理職をはじめ全教職員の特別支援教育に対する理解が進んでいます。

こうした中、今回改訂されました幼稚園教育要領をはじめ各校種の学習指導要領に、発達障害を含め障害のある幼児児童生徒の特別支援教育を進めるため、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成と活用が明記をされました。

今後、各学校では、管理職のリーダーシップの下に、全教職員が「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成・活用できる専門性の向上を図るなど、校内の相談支援の一層の充実が求められています。

4 関係機関と連携した相談支援体制

特別支援教育センターに設置する関係機関連携協議会を中心として、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携を図り、ボランティアやNPO法人(*)等の専門家の積極的な参画も得ながら、各地域において、就学から卒業までの一貫した相談支援を進め、一定の成果をあげています。

今後は、各地域において企業等の参画を得た就労支援のネットワークの強化が必要です。

また、発達障害のある幼児児童生徒への早期からの継続的な支援の充実に向け、市町教育委員会と県教育委員会との連携と役割分担による、地域や学校の実情を踏まえた相談支援の一層の充実が求められています。

5 学習環境の整備・充実

第1期実行計画に基づき、各総合支援学校に在籍する幼児児童生徒の実態や学校の実情、今後の児童生徒数の予測等を踏まえ、学習環境の整備に努めてきました。

特に、体温調節の難しい児童生徒が在籍する学級へのエアコンの整備、多様な障害に対応するための施設のバリアフリー化などの児童生徒の安心・安全な環境整備や産業科設置に伴う実習棟の設置等に努めてきました。

今後も、各総合支援学校に在籍する幼児児童生徒の障害の状態、在籍者数、教育内容等に応じた施設・設備の充実に努めていくことが求められています。

* NPO法人

Nonprofit Organizationの略で、「民間非営利組織」と訳されることもあります。平成10年には、特定非営利活動を行う団体に法人格を付与すること等により、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、公益の増進に寄与することを目的とした「特定非営利活動促進法（NPO法）」が施行されています。

6 第2期計画作成に向けた課題と方向性

第1期実行計画に基づき、総合支援学校への移行や特別支援教育センターの設置など、全国的にも先進的な取組を進めるとともに、平成20年度には、進捗状況を検証して、実行計画の見直しを行い、高等部産業科の新たな設置、「個別の指導計画」の充実など、本県らしい特別支援教育を推進してきました。

こうした第1期実行計画に基づく様々な取組により、発達障害を含め障害のある幼児児童生徒への適切な指導や必要な支援は確実に充実してきていますが、平成18年に策定しました「山口県特別支援教育ビジョン」の実現に向けて、計画期間の後半5年間で取り組まなければならない課題も見えてきました。

<施策推進の課題と方向性>

- 地域の拠点となる総合支援学校を中心とした特別支援教育の推進
- 高い専門性の継承と将来を見通した総合支援学校における教育の充実
- 特別支援教育センターを中核とする相談支援体制の強化
- 幼・小・中・高等学校等における相談支援の実践力の向上
- 企業関係者や関係機関等の参画を得た就労支援のネットワークの構築
- 県教育委員会と市町教育委員会との連携と役割分担による特別支援教育の推進

第 2 部

「第2期実行計画」による本県特別支援教育の充実・発展

III 第2期実行計画による本県特別支援教育の充実・発展

1 実行計画のスケジュール

「山口県特別支援教育ビジョン」の計画期間の後半5年間（平成23年度～27年度）の具体的な取組を示した第2期実行計画により、本県らしい特別支援教育の充実・発展に向けて積極的に取組を推進します。

その計画期間の中間年である平成25年度には、計画の進捗状況等を総合的に検討し、幼児児童生徒の実態や学校の実情、社会動向等を踏まえた見直しを行います。また、国の動向等にも注視しながら、必要に応じて計画の見直しを進めることとしています。

「山口県特別支援教育 ビジョン」策定 < H 18.3 >	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
	中間見直 基盤整備・推進期					中間見直 充実・発展期				
	第1期実行計画（前期5か年）					第2期実行計画（後期5か年）				

2 実行計画の中期目標

みんなの心がつながる特別支援教育の推進

「山口県特別支援教育ビジョン」に示す計画期間の後半5年間で、本県特別支援教育の充実・発展期と位置付け、第2期実行計画を作成し、施策を計画的・具体的に進めます。

この中で、第1期実行計画で進めてきた地域における相談支援体制の一層の充実を図り、国の施策やノーマライゼーションの理念(*)の浸透等の社会動向の変化に対応できる、確固とした本県特別支援教育制度の充実・発展に努めます。

このため、障害のある幼児児童生徒が自らの生きる道を選択し、自立し、積極的に社会に参画するとともに、保護者、市町教育委員会、教職員等の特別支援教育にかかわるすべての者が、それぞれの立場や役割において、主体的に参画することが重要です。みんなの心がつながり、障害がある、ないにかかわらず、相互に心ふれあう特別支援教育の充実・発展を目指します。

【特別支援教育を推進するに当たってのキーワード】

実効性	参画	持続可能性
・相談支援の一層の充実 ・システム等の柔軟な運用	・役割分担と責任 ・自立・社会参加の促進	・専門性の継承 ・将来を見通した制度設計

3 実行計画推進に当たって

(1) 県教育委員会の役割

県教育委員会では、本県の特別支援教育推進の方向性を示すとともに、総合支援学校等の県立学校における特別支援教育を具体的に進めていくことが求められます。

このため、県全体の特別支援教育の方向性を示すビジョンや具体的かつ計画的な取組を示す実行計画を作成するとともに、市町教育委員会との連携と役割分担により、地域や学校の実情等に応じた特別支援教育の推進に努めます。

- 県全体の特別支援教育の推進計画の作成及び進捗状況の検証と改善
- 市町教育委員会の特別支援教育推進のための取組への助言等
- 国の動向等の必要な情報提供等

* ノーマライゼーションの理念

高齢者や障害のある人など、社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにし、共に社会の一員として生活し、活動する地域社会づくりを進める考え方です。

(2) 市町教育委員会の役割

公立幼稚園・小・中学校での特別支援教育を推進する責務は、一義的には、市町教育委員会にあります。各市町教育委員会においては、県の示すビジョンや実行計画に基づき、研修会の実施など、地域や学校の実情等に応じて特別支援教育推進の計画を作成し、計画的かつ具体的に施策を推進していくことが必要です。

特に、小・中学校等で喫緊の課題となっている発達障害の児童生徒への相談支援体制を、各市町の実情に応じて構築する必要があります。そのためにも、幼児期における早期発見・早期支援の体制が重要であり、各市町教育委員会においても関係部局と連携を図り、発見から支援のためのシステムを構築することが求められます。

- 特別支援教育推進計画の作成
- 各学校等での特別支援教育実施状況の検証と改善
- 特別支援学級、通級指導教室の計画的な設置、担当者の養成

4 実行計画の構成

第2期実行計画では、本県特別支援教育の充実・発展に向け、以下に示す項目について、施策を計画的・具体的に進めます。

【第2期実行計画に示す項目】

- IV 県立学校における特別支援教育の充実
 - 1 総合支援学校における取組
 - 2 県立高等学校等における取組
- V 市町立幼稚園・小・中学校における特別支援教育の充実
 - 1 きめ細かな支援のための校内体制づくり
 - 2 発達障害等を含めた障害の実情に即した支援
 - 3 特別支援学級や通級指導教室における指導の充実と柔軟な活用
- VI 地域における相談支援の充実
 - 1 幼稚園、保育所等の幼児期における相談支援の充実
 - 2 ふれあい教育センターを中核とする相談支援体制の構築
 - 3 地域におけるネットワークづくり
 - 4 理解啓発の推進
- VII 教職員の専門性の向上
 - 1 教職員の専門性と研修
 - 2 開かれた学校づくりと外部人材の参画
 - 3 人事交流の促進

IV 県立学校における特別支援教育の充実

基本的な考え方

総合支援学校を中核として、相談支援体制の構築など、地域や学校の実情を踏まえた特別支援教育を推進します。域内に複数の総合支援学校がある地域においては、多様化する教育的ニーズに対応するため、各総合支援学校が、教育相談を共同で実施するなどして、より効果的な教育の充実を図り、地域における特別支援教育の中核としての機能を強化します。

また、高等学校等においても発達障害のある生徒を含めて、障害のある生徒への支援が重要ですので、その一層の充実に向けた取組を進めます。

1 総合支援学校における取組

(1) 総合支援学校における教育の充実

ア 多様な障害に対応できる総合的な専門性に基づいた教育の質の向上

総合支援学校に移行後、在籍する児童生徒の障害の状況に大きな変動はありませんでした。

しかし、今後、多様な障害の児童生徒が在籍する状況が進むと考えられ、総合支援学校には、多様な障害に対応できる総合的な専門性が求められます。

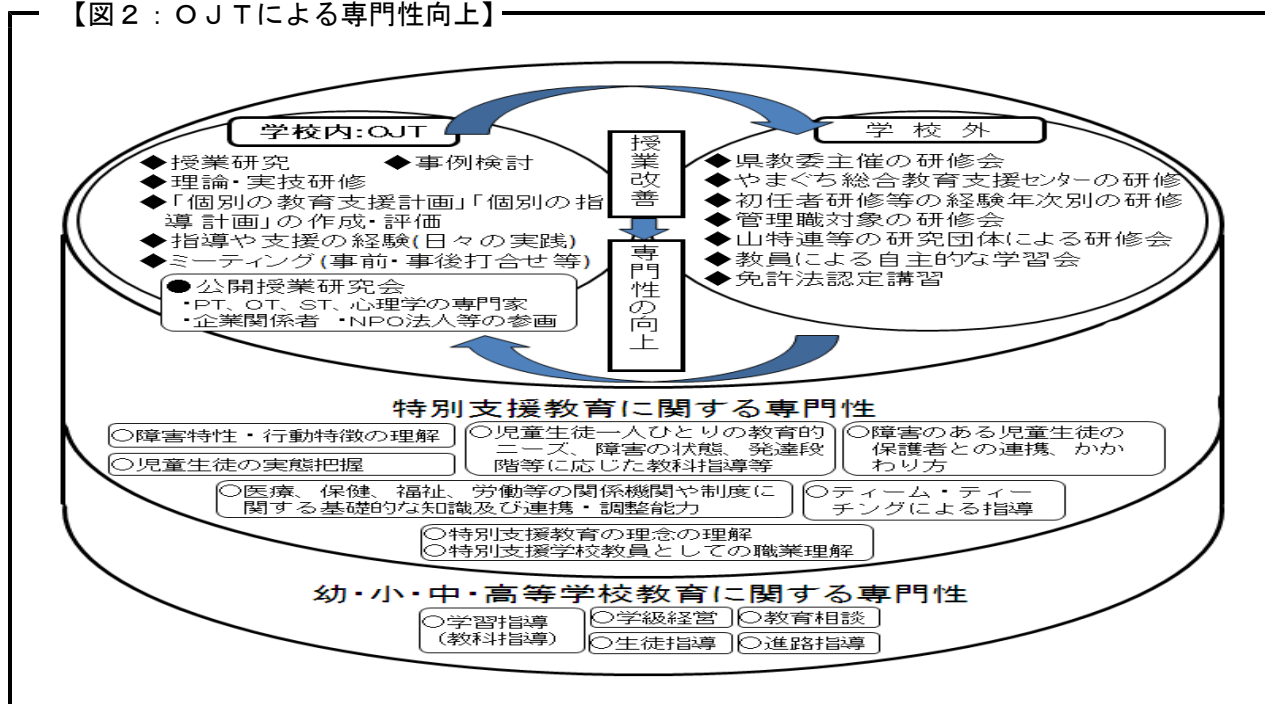
このため、各学校では、PT、OT、STや、臨床心理士等の心理学の専門家、NPO法人、企業関係者等の外部人材の参画を得た「公開授業研究会」を開催するなど、校内研修の一層の充実に努め、児童生徒の障害の状態に応じた専門性の高い教育に向けた授業改善を進めます。

＜図2参照＞

また、児童生徒の多様な進路希望に対応するため、発達段階や障害の状態等を踏まえたキャリア教育を推進するとともに、職業自立に向けましては、産業科を中心に、高等部の職業教育の内容の充実に努めます。

今後、ハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等の労働関係機関や企業等が参画する就労支援のネットワークとの連携を強化し、進路指導・職業教育の一層の充実に取り組みます。

【図2：OJTによる専門性向上】



イ 総合支援学校の特色を生かした柔軟な教育課程の編成

総合支援学校では、小・中・高等部の12年間を通じた教育を実施できるという利点を生かし、障害の実情等を踏まえた「小・中・高等部」を一貫した柔軟な教育課程の編成を進めます。

特に、大学等への進学や就労等の多様な進路希望に対応する総合支援学校では、障害に基づく種々の困難を克服・改善する教育とともに、高等部普通科での柔軟で弾力的な教育課程を編成するなどして、学力向上に向けた教育の充実を図ります。

また、各学校の実情や在籍状況等を踏まえて、職業教育を主とする学科を設置するなど、特色ある学校づくりを進めます。

ウ 「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」の作成と活用

総合支援学校では、すべての幼児児童生徒に対して、指導や支援の方針等を記載する「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」を作成しています。幼・小・中学校等においても「個別の教育支援計画」等を作成し、それらを引き継ぐことで、支援の継続を図ることが必要です。

また、「個別の教育支援計画」に基づき、各教科等の年間の具体的な指導内容や方法等を記載する「個別の指導計画」を作成し、一人ひとりの実態に即したきめ細かな指導や支援を行うことが重要です。

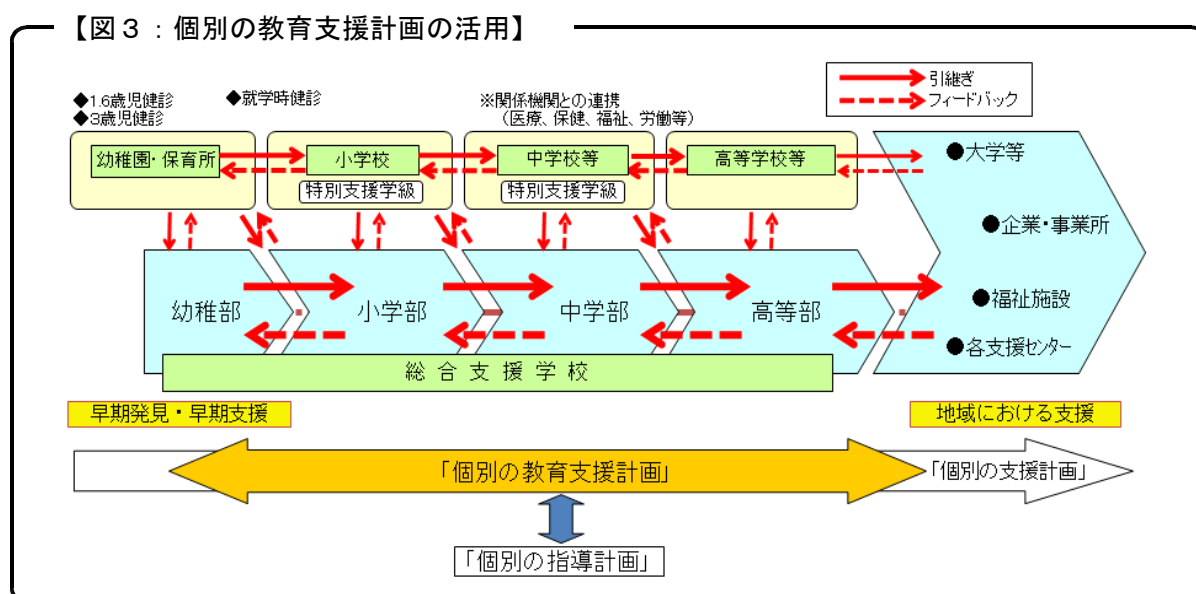
第1期実行計画やその見直し(*)に基づき、これらの計画の様式例やマニュアルを作成し、作成と活用を積極的に推進してきました。

今後、高等部卒業後の進路先へこれらの計画を着実に引き継ぎ、活用による支援の継続を進めるとともに、その状況を総合支援学校に直接フィードバックできるシステムを構築し、学校における教育の充実につなげていきます。

<図3参照>

また、幼・小・中学校等からこれらの計画を引き継ぎ、支援が継続されるよう、幼・小・中学校等での作成や活用を積極的に支援していきます。特に、小・中学校の特別支援学級との連携強化を図るため、総合支援学校の教員による小・中学校等での授業実践、特別支援学級の児童生徒の総合支援学校での授業体験、総合支援学校と小・中学校等との共同の授業研究会の実施等により、教育内容・方法等の共有化や一貫性を図ります。

(*) <第1期実行計画を計画期間の中間年である平成20年度に見直しをしました。>



(2) 特別支援教育の拠点としての総合支援学校

ア 総合支援学校を中核とした特別支援教育の推進

障害のある児童生徒が自立し、社会参加するためには、地域で育つことが重要であり、第1期実行計画では、「地域で支え、育ち合う特別支援教育の推進」を中期目標に掲げ、可能な限り地域の学校に通学できるよう総合支援学校に移行しました。

総合支援学校に移行後、教育上の観点から全県的な視点に立ち、幼児児童生徒の状況や地域バランス等を踏まえ、総合支援学校の在り方について、移行後の状況や今後の在り方等を総合的に検討する中で、次のような課題が上がってきました。

- ①視覚・聴覚障害の児童生徒数の減少が著しく、専門性の継承が困難である。
- ②大学進学や一般就労など多様化する生徒の進路希望への一層の対応が必要である。
- ③市町教育委員会や小・中・高等学校等の主体的な取組への一層の支援が必要である。
- ④学校間で在籍者数に不均衡が生じ、施設・設備、教員配置において非効率となっている。
- ⑤今後の総合支援学校への入学者数等の予測は難しい。

これらの課題を踏まえ、第2期実行計画では、地域の特別支援教育推進の中核となる総合支援学校の在り方について、以下の5点の施策推進の視点に基づいて、検討を進めます。

【施策推進の視点】

- | | |
|------------------------------|----------------|
| ①単一障害（視覚、聴覚、肢体不自由）教育の専門性の継承 | ＜専門性の継承＞ |
| ②自立・社会参加を目指す特別支援教育の推進 | ＜多様な進路希望への対応＞ |
| ③特別支援教育センターを中核とする相談支援の充実 | ＜相談支援の充実＞ |
| ④効果的な施設・設備の利活用、教職員配置等による学校運営 | ＜効果的・効率的な運営＞ |
| ⑤児童生徒数の変動に対応した柔軟な学校運営と教育の充実 | ＜将来を見通した柔軟な運営＞ |

各総合支援学校では、視覚・聴覚障害への対応、重度重複障害や自閉症・行動障害への対応、医療との連携などこれまで培ってきた専門性を生かし、普通科における柔軟で弾力的な教育課程の編成や職業教育を主とする学科の設置など、特色ある学校づくりを進めるとともに、「キャリア教育」「コミュニケーション能力を育む教育」「地域や伝統、文化を踏まえた教育」の三つを教育内容の基軸として、教育活動の充実を図ります。

また、複数校ある地域の学校では、教育相談や教育活動等を共同実施することなどにより、教育の質の向上を図るとともに、各学校の在籍者数の均衡化による集団の確保や専門性の継承に努めます。

また、スクールバスの効率的な運行や効果的な施設設備の利活用、在籍する児童生徒の障害の状態に応じた教員の配置などを図ります。

さらに、平成25年度には、総合支援学校の教育の充実の観点から、全県的な視点に立ち、幼児児童生徒の在籍状況や地域バランス、国の動向等も踏まえて、総合支援学校の在り方等について、計画の見直しを行います。

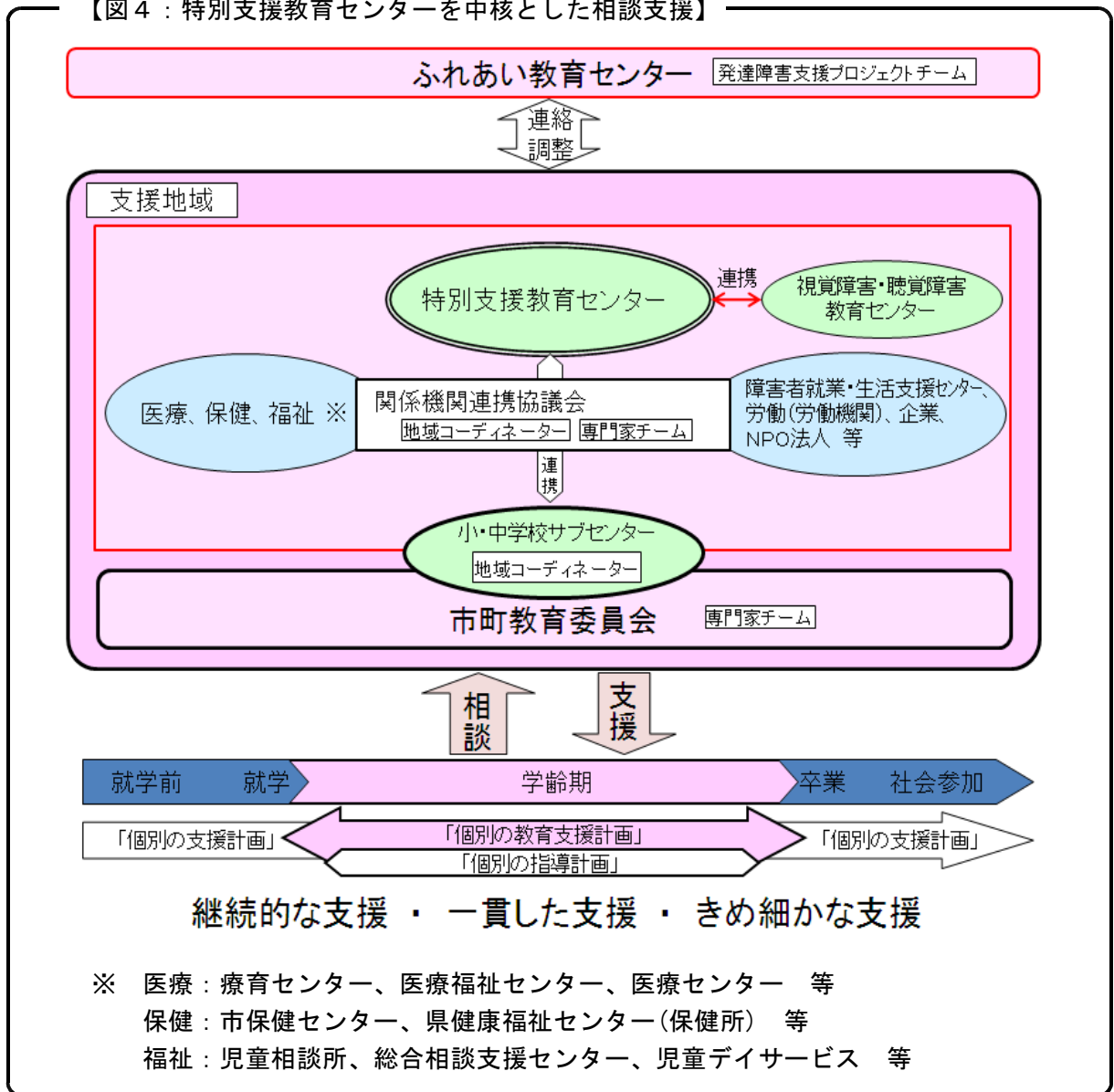
イ 特別支援教育センターを中核とした相談支援の充実

第2期実行計画においても、全国的にも先進的な取組である「特別支援教育センター」を中核とした相談支援体制の一層の充実を図ります。

特別支援教育センターでは、就学相談から進路相談までの幼児期から高等学校段階までの一貫した相談支援に当たるとともに、保護者や地域の方々を対象とするフォーラム、研修会の開催など、特別支援教育の理解啓発に積極的に取り組みます。

また、今後、市町教育委員会による特別支援教育の計画的な推進や、各小・中・高等学校等が主体的に進める相談支援に対して必要な助言や支援を行います。

【図4：特別支援教育センターを中核とした相談支援】



ウ 通学の利便性

遠距離等により通学が困難な児童生徒の通学の利便性を図るため、スクールバスの運行や寄宿舎の設置・運営を行ってきましたが、P4、5の「1 総合支援学校の現状(3)通学の利便性」に示した課題もありますので、これらの運用について検討を進めていきます。

(ア) スクールバス

スクールバスを利用する児童生徒の実情等を踏まえて、引き続き、路線の拡充や車輛のバリアフリー化等に努めるとともに、今後、社会的自立に向けた公共交通機関の利用による自力通学の促進や、複数校の共同運行等についても検討を進めます。

(イ) 寄宿舎

遠隔地に居住する通学が困難な児童生徒の通学の利便性を図るために、6校の総合支援学校に寄宿舎を設置していますが、スクールバスの路線拡充などにより、寄宿舎を利用する生徒数は減少しています。

引き続き、各寄宿舎の入舎状況や利用見通し等を踏まえ、設置経緯や役割、地理的条件、運営等の観点から、今後の在り方について総合的に検討を進めます。

(3) 学習環境の充実

ア 安心・安全な環境づくり

各総合支援学校では、児童生徒が安心・安全な学校生活を送れるように、校内安全検討委員会等を設置し、日頃から安全点検を実施するなど、安心・安全な環境整備に努めています。

今後、原則5障害を対象とする総合支援学校の取組が進む中で、多様な障害の児童生徒が互いの違いを相互に認め合い、支え合い、共に生活することが重要です。

教職員の指導や支援、環境整備等により、障害が異なる児童生徒が相互に理解し、コミュニケーションを図りながら学習や学校行事を経験する中で、相互の安全確保、状況判断や危険予測等の社会性が育つことが期待されます。

このため、多様な障害の児童生徒が、共に育ち合う学習環境についての実践事例を積み重ね、総合支援学校間で情報を共有しながら、安心・安全な環境整備を進めます。

イ 医療的ケアの実施等

特別支援教育の目標の一つに、身辺自立や社会自立を図ることがあり、各総合支援学校においては、小・中・高等部を一貫して、学校教育活動全体を通じ、自立に向けた指導及び支援を進めています。

また、児童生徒の障害の状態等に応じて、家庭と協力しながら、自立活動、医療的ケア(*)、給食の実施など、安心・安全な学校生活の確保に努めています。

障害の比較的重度な児童生徒の校内における安心・安全な学校生活を支援するため、「安心生活ノート」(仮称)の作成により、児童生徒の健康状態や医療的ケアの実施などについて、家庭との連携を一層強化します。

また、養護教諭や学校栄養職員を自立活動推進役(スクールヘルスリーダー)として位置付け、生活自立への支援や特別な配慮の必要な食事等について、教職員への情報提供や研修等において活用を進め、障害が重度で重複している児童生徒の教育の充実に努めます。

総合支援学校では、痰の吸引、経管栄養等の医療的ケアの必要な児童生徒が在籍する場合、学校に看護師を配置し、家庭の協力を得ながら、医師の指示の下に、医療的ケアを実施し、校内における安心・安全な環境の整備に努めています。

今後も、各学校では、医療的ケア実施のための校内委員会の設置や保護者等との連携、教員による医療的ケアの研修内容の充実等を図り、校内における安心・安全な教育環境の整備に努めます。

* 医療的ケア

医療的ケアとは、治療を目的としたものではなく、障害のある幼児児童生徒の健康維持のために、保護者や看護師が医師からの指導を受けて行う、経管栄養、咽頭前の痰の吸引、導尿等のケアのことであり、本県では、総合支援学校に看護師を配置し、実施しています。

(4) 理解啓発の推進

障害のある児童生徒が将来において自立し、社会参加するためには、地域の方々の理解が重要です。このため、各学校では、文化祭や運動会等の学校行事へボランティアなど、地域の方々の参画を進めるとともに、ホームページで教育活動や研修会の情報提供等に努めています。

今後とも、開かれた学校づくりに積極的に取り組むとともに、各学校では、ボランティアの活用や公開授業の開催等により、地域との交流を積極的に進めます。

また、ふれあい教育センターや特別支援教育センターでは、保護者や地域の方々を対象として、特別支援教育についての理解や障害のある児童生徒の自立への支援の在り方等について、理解や啓発を図るためのフォーラムの開催等に引き続き努めます。

さらに、地域における自立と社会参加が図られるよう、市町教育委員会とも連携し、居住地及び地域の小・中学校等との交流及び共同学習を進めます。

重点プログラム（施策）

- ・「公開授業研究会」等のOJTによる専門性の向上（H23年度～）
- ・「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」作成と活用の推進と事例集作成（H23年度～）
- ・地域における特別支援教育推進の拠点となる総合支援学校の充実（H23年度～）
- ・特別支援教育センターを中核とした相談支援体制の強化（H23年度～）
- ・総合支援学校の安心・安全な学習環境の整備（H23年度～）

2 県立高等学校等における取組

(1) 発達障害等の生徒への支援の継続

高等学校等(*)においては、校内委員会の設置、校内コーディネーターの指名、校内研修の実施等の基礎的な相談支援体制が整備されており、特別な教育的支援が必要な生徒が在籍する場合、実態に即したきめ細かな支援を進めています。

ア 小・中学校からの支援の継続

発達障害等の障害のある生徒が、本人の進路希望や能力、適性等を踏まえて高等学校等へ入学した後も特別な教育的支援が必要な場合、保護者の理解の下、小・中学校から高等学校等に「個別の教育支援計画」等が引き継がれ、支援が継続されることが必要です。 <図5参照>

このため、中学校段階までに、「個別の教育支援計画」を作成し、次学年や進学先等に引き継ぎ、支援を継続していくことの必要性についての理解啓発に努めます。

また、小・中学校の進路担当者を対象とした入学説明会、市町教育委員会学校教育課長会議、各種研修会等を通じ、小・中学校における「個別の教育支援計画」の作成・活用による支援の継続について周知に努めるとともに、高等学校等では、入学前の引継ぎによる、支援方針や留意事項等の共通理解や支援体制の整備等を進めます。

イ 「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」の作成と活用

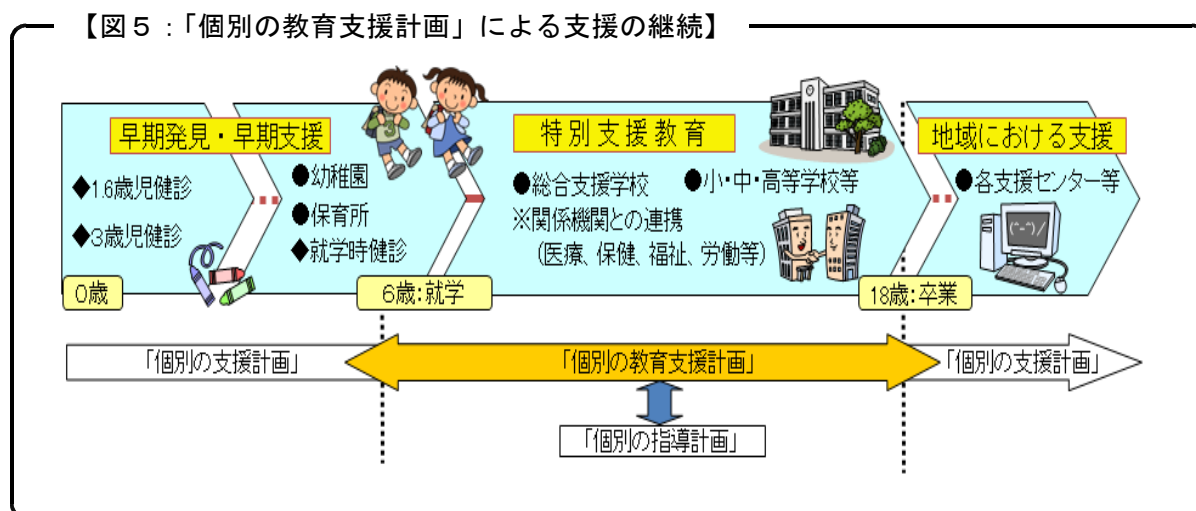
高等学校等では、小・中学校から引き継いだ「個別の教育支援計画」に基づき、校内委員会や事例検討会を開催し、教職員の共通理解を図りながら、教科等の具体的な指導計画を作成することも必要です。

このため、特別支援教育センターに配置する地域コーディネーターが学校を巡回訪問し、これらの計画の作成支援や事例検討会での助言など、相談支援の充実に努めます。

また、小・中学校との連携には日頃から情報交換等を行っておくことが必要であり、その窓口として校内コーディネーターの役割が重要となります。

このため、各特別支援教育センターにおいて、小・中・高等学校等の校内コーディネーターを対象とする研修会を開催し、この中で、学校の状況等についての情報交換や支援の継続等について協議を行い、発達障害等の生徒が円滑に学校生活を送れるための支援の充実に努めます。

(*)<高等学校等には、県立下関中等教育学校、県立高森みどり中学校を含みます。>



(2) 発達障害等の生徒への全校体制による支援の充実

発達障害等のある生徒が円滑に学校生活を送るためには、必要に応じた適切な相談支援が行われることが重要です。高等学校段階での発達障害の生徒の悩みや不応は、学業不振、友人や家族との関係、進路や自己イメージに対する悩み等、多様化するとされています。

このため、相談内容に応じて、担任、教育相談担当者、養護教諭、スクールカウンセラー等が支援を行う校内の相談支援体制の実効性の向上に努めます。

ア 校長のリーダーシップによる特別支援教育の推進

高等学校等における特別支援教育を推進するためには、校長等の管理職の特別支援教育の理解に基づく強いリーダーシップと教職員の発達障害等の生徒の支援についての理解が重要です。

校長等の管理職が、生徒の実態や校内の状況を十分に把握し、計画的な校内委員会や事例検討会を開催するなど、適切に対応することが求められます。

このため、各特別支援教育センターにおいて、校長等の管理職を対象とする研修会を実施するとともに、やまぐち総合教育支援センターにおける管理職対象の研修講座の充実にも努めます。

イ 計画的な校内委員会や事例検討会の開催

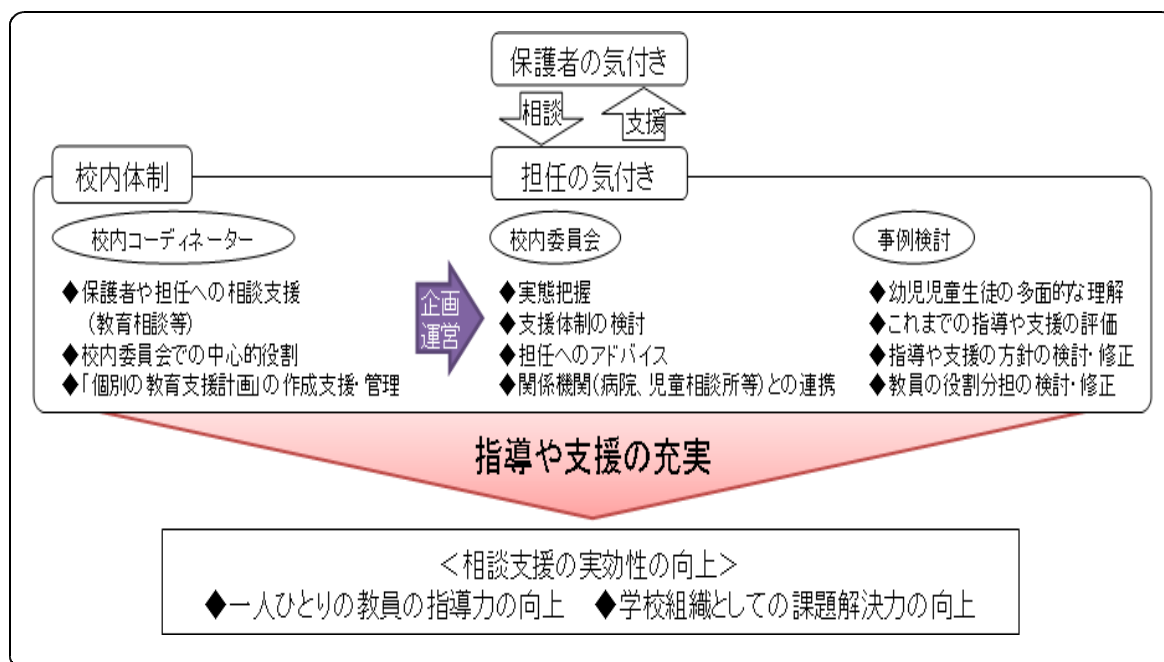
小・中学校から「個別の教育支援計画」を引き継ぎ、支援を継続する場合や、入学後に特別な教育的支援が必要となった場合、計画的に校内委員会や事例検討会を開催することが必要です。

また、各学校の相談支援体制の実効性の向上を図るためには、各学校が主体的に、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成、校内での事例検討会を実施することも必要です。

このため、特別支援教育センターやふれあい教育センターの専門家チームの派遣、地域コーディネーターの巡回訪問等により、主体的で計画的な開催を促進します。

また、ふれあい教育センターでは、各学校での実践事例を蓄積し、やまぐち総合教育支援サイトでの指導方法や内容等に関する情報提供に努めます。

【図6：計画的な校内委員会等の開催】



ウ ふれあい教育センター等の専門家の効果的な活用

発達障害等の生徒は、適切な支援が行われなかった場合、不適応等を起こしたりする場合がありますと言われています。一方で、適切な支援が行われることにより、順調に成長していくことができます。

また、発達障害等の生徒が理解しやすい授業は、発達障害等の生徒の円滑な学校生活につながるだけでなく、すべての生徒が分かりやすい授業となります。

このため、各学校では発達障害等の生徒に分かりやすい授業を工夫するとともに、ふれあい教育センターでは、各学校での授業改善につながる情報提供に努めます。

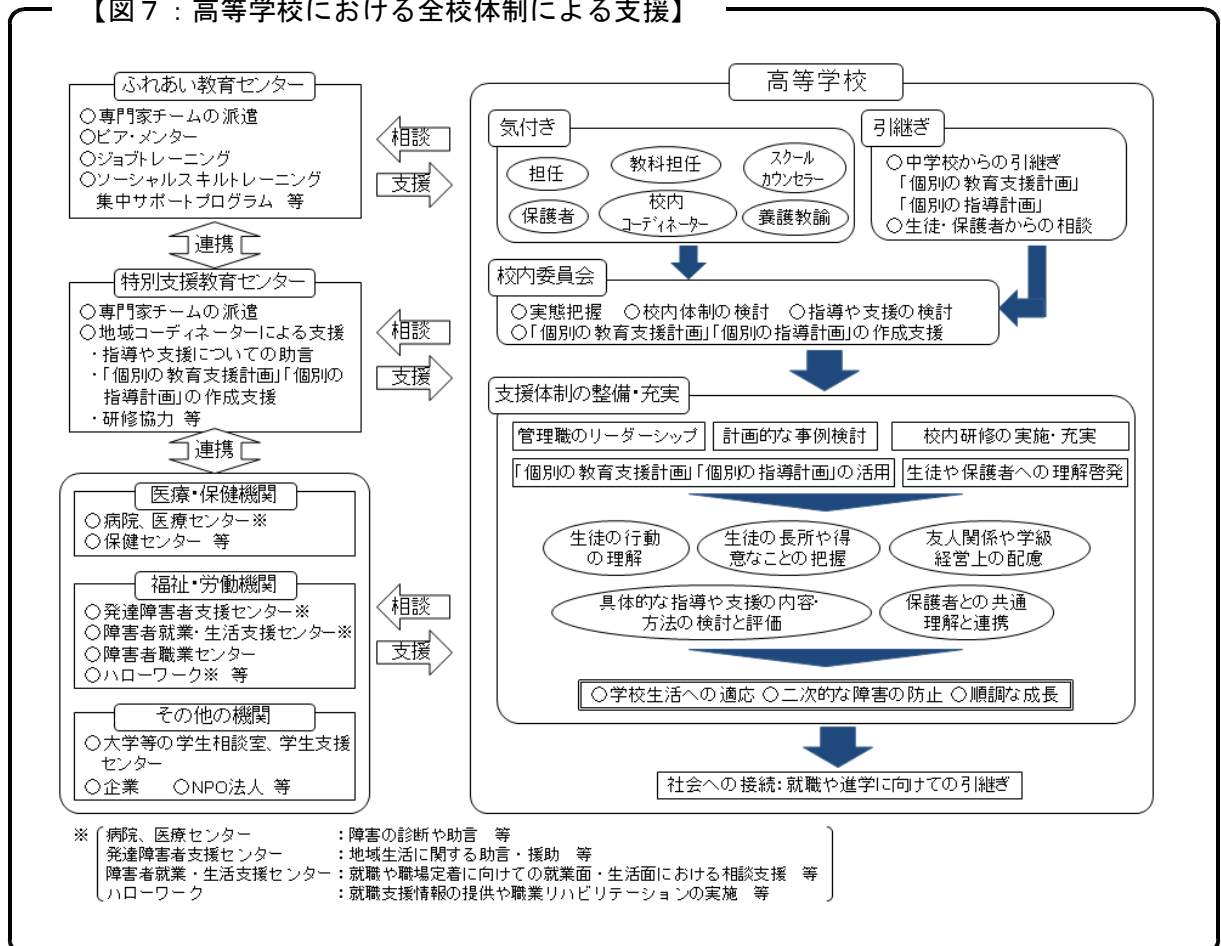
また、発達障害等のある生徒が集団生活を円滑に送るためには、周囲の生徒の理解が必要となります。

このためふれあい教育センターでは、「ピア・メンター養成講座」(*)等を実施し、発達障害のある生徒と周囲の生徒の相互理解を進め、発達障害のある生徒が円滑に学校生活を送れるよう支援の充実に努めます。

また、就職を希望する発達障害のある生徒に対して、企業等での「ジョブトレーニング」の実施、対人関係構築のための基礎的な技能習得に向けた「ソーシャルスキルトレーニング集中プログラム」等を実施します。

(*)<ピア(仲間)メンター(よき相談相手)>

【図7：高等学校における全校体制による支援】



重点プログラム (施策)

- ・「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」作成と活用の推進と事例集作成 (H23年度～)
- ・計画的な校内委員会や事例検討会の開催 (H23年度～)

V 市町立幼稚園・小・中学校における特別支援教育の充実

基本的な考え方

市町立幼稚園・小・中学校における相談支援の一層の充実に向け、「個別の教育支援計画」等の作成と活用の促進、計画的な校内委員会や事例検討会の開催などが重要です。

このため、市町教育委員会が、学校や地域の実情を踏まえた特別支援学級や通級指導教室の設置、サブセンター機能の強化等、計画的に特別支援教育を推進することが重要です。

また、県教育委員会では、ふれあい教育センターの発達障害に関する相談支援の機能強化を図るとともに、市町教育委員会と連携して、特別支援教育センター・サブセンターによる小・中学校への支援の充実に努めます。

1 きめ細かな支援のための校内体制づくり

(1) 市町教育委員会の取組に対する支援

第1期実行計画の計画期間中である平成19年度から、学校教育法の一部改正により、すべての幼稚園、小・中学校（以下、「小・中学校等」とします。）において特別支援教育を実施することとなりました。市町教育委員会には、地域や学校の実情を踏まえた特別支援教育の計画的な推進や小・中学校等の取組に対する指導や助言等を進めていくことが一層求められます。

第1期実行計画においては、特別支援教育は開始されたばかりの制度であり、各市町の実情やこれまでの取組の状況等が異なるため、市町教育委員会と連携しながら、県教育委員会が、直接、小・中学校等を支援する取組も実施してきました。

その結果、校内委員会の設置、校内コーディネーターの指名、「個別の教育支援計画」の作成、教職員研修の実施等の校内の基礎的な体制整備は、全国的にもトップレベルの状況となり、発達障害等のある児童生徒の実態に即したきめ細かな教育が進んでいます。

今後は、市町教育委員会や各小・中学校等での主体的な取組により、地域や学校の実情に即した相談支援の一層の充実が求められます。

文部科学省からの通知「特別支援教育の推進について」(*)の中でも、市町教育委員会の役割として以下の点を上げています。

- ①特別支援教育推進計画の作成等による各学校の支援体制、施設設備の整備充実
- ②専門家チームの設置や各学校を巡回しての教員等への指導内容・方法に関する指導や助言
- ③「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」の作成への助言
- ④校長等の管理職、教職員、保護者、市民等への理解啓発
- ⑤担当指導主事の専門性の向上
- ⑥医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携による地域の協力体制の構築 等

(*)「特別支援教育の推進について（通知）」H19.4.1文部科学省初等中等教育局長通知
H19.4.1に学校教育法に特別支援教育が位置付けられたことにより、幼稚園、小・中・高等学校、中等教育学校及び特別支援学校で行う特別支援教育について、基本的な考え方、留意事項等の通知である。校長の責務、各学校での取組、特別支援学校の役割、教育委員会の責務等について、取り組むべき事項が述べられている。

このため、県教育委員会としては、市町教育委員会が計画的かつ主体的に特別支援教育を推進する取組を支援します。

市町教育委員会に対する具体的な支援としては、以下の項目が上げられます。

- ①学校や地域の実情を踏まえた市町の特別支援教育推進計画の作成支援
- ②「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成・活用のための事例提供
- ③管理職や教職員を対象とする研修会の実施に関する助言
- ④市町独自の専門家チームの設置や活用への助言
- ⑤特別支援教育担当指導主事の協議会や研修の実施
- ⑥特別支援教育センター連絡協議会への市町教育委員会の参加による情報交換 等

(2) 全校体制による相談支援の実効性の向上

小・中学校等における相談支援の充実には、校長等の管理職のリーダーシップの下で、全教職員が特別支援教育についての理解を深めることが重要です。計画的に校内委員会や事例検討会を開催し、発達障害等の児童生徒の実態把握、教職員の共通理解による指導や支援方針の決定、実践の検証と改善を積み重ねることで、校内の相談支援の実践力の向上につながります。

このため、市町教育委員会では、各学校の実情把握に努めるとともに、担当指導主事の学校訪問による助言、教職員を対象とする研修の実施、特別支援教育のための支援員の計画的な配置、専門家チームの派遣による事例検討会の開催等を進めていくことが必要です。

県教育委員会では、市町教育委員会と連携を図りながら、地域コーディネーターを小・中学校等に派遣して、事例検討会や校内研修会での助言や「個別の教育支援計画」等の作成支援等を進めるとともに、地域の実情を踏まえた支援を進めるため、管理職や校内コーディネーターを対象とする研修会を各特別支援教育センターで実施します。

また、ふれあい教育センターでは、各市町教育委員会の取組事例、学校が実施する事例検討や校内研修、授業改善のための研究授業等の実践事例を集積・整理し、市町教育委員会や小・中学校等での取組の参考となるよう積極的に情報提供に努めます。

(3) 「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」の作成と活用

障害のある児童生徒の実態に応じ、また、一貫した適切な指導や必要な支援を行うためには、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成と活用が重要です。

市町教育委員会では、就学相談等の機会を通じて、これらの計画の作成と活用の必要性について保護者への理解啓発に努めるとともに、幼児期から小・中学校段階に確実に引き継がれるためのシステムを、学校や地域の実情に応じて構築することが必要です。

このため県教育委員会では、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成マニュアルを作成しました。

今後も、作成事例等の提供に努めるとともに、地域コーディネーターが小・中学校等を巡回して、作成と活用についての助言に努めます。

特に、幼児期での作成と小学校への引継ぎが重要ですので、特別支援教育センターや市町教育委員会が実施する就学相談の中で、保護者と協力して「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成を進めるとともに、作成・活用のための事例提供等の情報提供を行い、これらの計画が就学先等に引き継がれ、支援が円滑に継続できるよう努めます。

2 発達障害等を含めた障害の実情に即した支援

(1) 発達障害等への適切な支援

発達障害等の児童生徒への支援が充実するよう、市町教育委員会では、小・中学校等における相談支援体制の実効性を高める取組を計画的に進めていくことが重要です。県教育委員会では、市町教育委員会の取組や各学校の主体的な取組を積極的に支援します。

特別支援教育センターでは、小・中学校のサブセンターとの定期的な協議会を開催し、この協議会に市町教育委員会の担当者や小・中学校等の代表者の参加を求め、地域の実情や支援の進め方等について情報交換や協議を行い、地域支援のための連携強化を図ります。

また、幼児期から小・中学校における支援の継続や一貫性が確かなものとなるよう、市町教育委員会と連携して、幼・保・小・中学校の連携協議会等の設置を進めます。

また、発達障害等の児童生徒が充実した学校生活を送るためには、学校生活の大半の時間を過ごす授業の改善に向けた取組が必要です。特別支援教育センターでは、必要に応じて地域コーディネーター等の専門性の高い教員を学校に派遣して、発達障害等の児童生徒が分かりやすい授業の実践や授業研究会等での助言等を行うとともに、こうした取組を授業展開の実践として蓄積し、普及に努めます。

さらに、ふれあい教育センターに「発達障害支援プロジェクトチーム」(*)を新たに設置し、発達障害の児童生徒への相談支援機能の強化を図ります。

この支援チームでは、発達障害等の相談をはじめ集団不応や不登校等の中にも含まれる可能性のある発達障害の児童生徒への相談支援を総合的に進めます。

また、発達障害の児童生徒やその保護者への支援、小・中学校等の教員の指導に関する助言等を行うとともに、発達障害の児童生徒を対象とする集中サポートプログラムの実施、教員研修の開催、指導方法・内容、教材教具等についての情報提供など、小・中学校等への相談支援の機能の充実を図ります。

(*)< P 2 9 「2 ふれあい教育センターを中核とする相談支援体制の構築」参照 >

(2) 発達障害のある児童生徒等への効果的な指導・支援

発達障害の児童生徒の支援においては、早期発見・早期支援とともに、その支援が次の学年、進学先等へ継続されることが重要です。

特に、LDとADHD(*)の児童生徒が通級による指導の対象となったのは平成18年度からであり、児童生徒の成長と指導内容・方法等についての効果の検証が必要ですので、大学等と連携して、通級による指導を受けた発達障害の児童生徒の5年後の追跡調査を実施し、支援内容・方法、学校における支援体制、保護者への支援の在り方等の検証を進め、改善に努めます。

* LD (Learning Disabilities : 学習障害)

学習障害とは、

- 全般的な知的発達に遅れがない。
- 聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する能力のうち、特定のものの習得に著しい困難がある。

* ADHD (Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder : 注意欠陥多動性障害)

注意欠陥多動性障害とは、

- 注意が集中できない(不注意)。一つのことに注意を集中したり持続したりできない。
- じっとしていない(多動性)。
じっとできない、席についてられない、しゃべり続ける、手足をそわそわ動かす等。
- 出し抜けに答える、順番が待てない(衝動性)。
外からの刺激に即座に反応する、熟慮せずに行動する等。

(3) 市町教育委員会の主体的な取組の促進

小・中学校等における発達障害等の児童生徒への支援の充実を図る上で、学校教育に詳しい専門家が、教職員に対して学級経営や教科指導等に関する助言等を継続的に行うことが重要です。

このため、市町教育委員会では、地域の実情や特別支援教育を含め学校教育に詳しい専門家等で構成するチームを設置し、小・中学校等の教職員に対する助言や保護者を対象とする教育相談を実施するなど、地域に密着した相談支援体制を整備することが必要です。

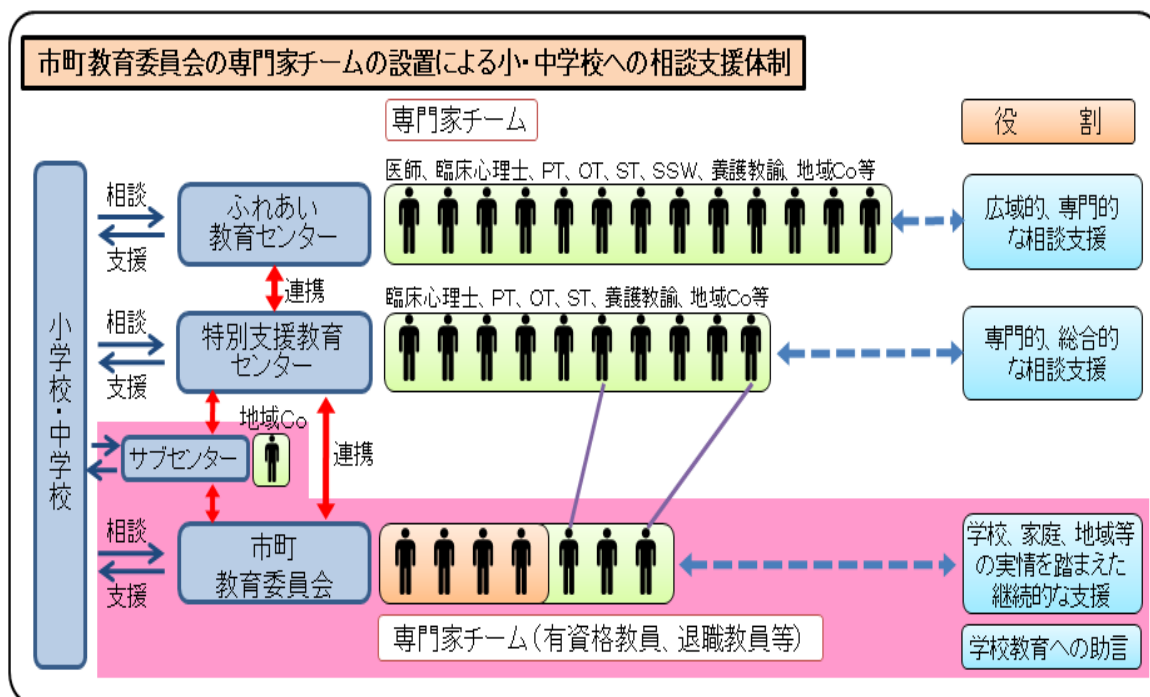
専門家チームの編成に当たっては、特別支援教育センターの専門家、特別支援教育士等の資格を有する教員、特別支援教育を担当していた退職教員等の活用も考えられます。

市町教育委員会が独自に設置する専門家チームが、サブセンターと連携し、機能強化を図ること、地域の小・中学校等への相談支援において、以下のような役割が期待されます。

- ①発達障害の早期発見・早期支援に向けた就学前相談会等の開催
- ②幼稚園教諭、特別支援教育支援員等を対象とする研修会の実施
- ③管理職、教職員及び保護者を対象とする研修会の実施
- ④「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成と活用への支援
- ⑤校内委員会や事例検討会での助言
- ⑥教職員に対する学級経営や教科指導等に関する継続的な支援 等

県教育委員会では、市町教育委員会に対して、専門家の確保や専門家チームの運用に関する助言や困難事例への医師等の専門家の派遣、各市町教育委員会や小・中学校等の取組事例等についての情報提供等の支援や助言を行います。

【図8：市町教育委員会専門家チームイメージ】



※ PT：理学療法士 OT：作業療法士 ST：言語聴覚士 SSW：スクールソーシャルワーカー 地域Co：地域コーディネーター

3 特別支援学級や通級指導教室における指導の充実と柔軟な活用

(1) 特別支援学級、通級指導教室における指導の充実と柔軟な運用

ア 県教育委員会の役割

市町教育委員会が新たに特別支援学級を設置する場合、円滑に特別支援学級が運営されるよう、県教育委員会では、学級編制や教育課程の編成について必要な助言等を行っています。

特別支援学級における指導や支援が児童生徒の実態に即したものとなり、また、指導や支援が次の学年や進学先に継続されるよう、「個別の教育支援計画」等に基づき、必要な助言等に努めます。

また、特別支援学級におけるＴＴ（チーム・ティーチング）による指導の計画・報告などにより、指導内容・方法等の効果の検証、改善を進め、指導・支援の充実に努めます。

発達障害等の児童生徒が、市町教育委員会の設置する通級指導教室において指導を受ける場合、例えば、通級の指導の対象かどうかなどについて協議をする委員会を設置して、指導の必要性や指導内容等を審議している市町教育委員会もあります。

県教育委員会では、対象となる児童生徒の実態把握、判定、指導内容・方法、終了等、通級による指導のシステムを示す「通級指導教室運用の手引（仮称）」の作成を進め、市町教育委員会における通級指導教室の円滑な運用に役立てます。

イ 市町教育委員会の役割

県教育委員会では、地域コーディネーターの小・中学校等の巡回訪問により、発達障害等の幼児児童生徒の実態把握や「個別の教育支援計画」の作成等の支援を行っていますが、市町教育委員会の中には、特別支援教育の専門性の高い退職教員を巡回指導員として活用し、小・中学校等を巡回し、児童生徒の実態把握、教員への助言等を進めているところもあります。

市町教育委員会が、こうした人材も含めた、地域における身近な人材を活用して独自の専門家チームを設置し、地域や学校の実情を踏まえた、継続的で効果的な支援を行うことが重要です。

この専門家チームの設置により、市町における相談支援体制が強化され、地域や学校の実情を踏まえた継続的な相談支援につながります。

また、こうした体制の強化により、小・中学校等に対して、発達障害等の幼児児童生徒の実態把握、指導や支援方針の立案、指導方法・内容等についてのきめ細かな支援を行うことができ、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成と活用が一層促進されることが期待できます。

また、柔軟な運用としては、例えば、特別支援学級における通級による指導の実施、通常の学級の担任による空き時間等を利用した通級指導の実施、教員免許を有する特別支援教育のための支援員の活用などが考えられます。

市町教育委員会では、特別支援学級や通級指導教室の機能等を地域や学校の実情を踏まえて柔軟に活用しながら、校内の相談支援体制の実効性が高まるような取組を積極的に進めることが必要です。

(2) 学校等を支援するシステムの構築

小・中学校等で進める相談支援の一層の充実に向け、市町教育委員会と県教育委員会が連携と役割分担により、各学校の取組を積極的に支援していくことが必要です。

ア 県教育委員会の役割

特別支援教育センターに、市町教育委員会の担当者やサブセンター設置校の校長等が参加する協議会を設置し、地域や学校の実情に応じた相談支援の進め方について協議を行います。

また、特別支援教育センターの専門家チームと市町教育委員会の専門家チームとの連携と役割分担を図りながら、市町教育委員会からの要請に応じ、小・中学校等で実施する校内研修や事例検討での助言、児童生徒や保護者との教育相談等を積極的に支援します。

また、小・中学校のサブセンターに配置する地域コーディネーターや特別支援学級担当者の専門性の向上と継承が必要ですので、市町教育委員会とも連携し、中核となる教員の大学等への派遣等により、計画的な養成に努めます。

イ 市町教育委員会の役割

同一市町内にあっても、地域や学校により発達障害等の児童生徒の状況は異なりますので、市町教育委員会には、地域や学校の実情を踏まえた支援が求められます。

小・中学校等が計画的に校内研修や事例検討を実施し、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成・活用することを通し、教員一人ひとりの専門性の向上とともに学校組織としての実践力を高めることが重要です。

市町教育委員会には、こうした小・中学校等での取組に対する指導や助言が求められており、サブセンターとも連携して、管理職や教職員を対象とする研修会の実施、各学校を巡回しての指導内容・方法等についての助言などを行うことも有効です。

また、このサブセンターに配置する地域コーディネーターは、特別支援教育に関する高い専門性が求められており、県教育委員会と連携して、資格要件を満たす教員の計画的な配置や養成を進めていくことが必要です。

<P33「Ⅶ 教職員の専門性の向上」参照>

重点プログラム（施策）

- ・市町教育委員会の計画的な特別支援教育推進への支援（H23年度～）
- ・「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」作成と活用の推進と事例集作成（H23年度～）
- ・実効性のある校内支援体制の実践事例集作成（H24）
- ・地域コーディネーターによる全公立幼稚園、小・中学校等の巡回訪問（継続実施）
- ・発達障害の児童生徒の追跡調査（H23年度～）

VI 地域における相談支援の充実

基本的な考え方

幼児期において、発達障害を含め障害を早期に発見し、適切な支援を行い、その支援を就学先の小学校等へ引き継ぐことが重要です。

また、ふれあい教育センターを中核とした全県的な相談支援体制の一層の強化に向け、ふれあい教育センターに「発達障害支援プロジェクトチーム」を設置するとともに、労働関係の諸機関や企業関係者の参画を得た就労支援のネットワークの構築を積極的に進め、就学から卒業までの一貫した相談支援の充実を図ります。

さらに、障害のある児童生徒が自立し、社会参加するためには、保護者や地域の方々への特別支援教育の理解啓発を図ることが重要ですので、特別支援教育センターが中心となり、地域のネットワークを活用した情報発信等に積極的に取り組みます。

1 幼稚園、保育所等の幼児期における相談支援の充実

幼稚園、保育所等の幼児期において、保護者や幼稚園・保育所等の担当者が発達障害等に早期に気づき、適切に支援が行われ、その支援が就学後の小学校等へ引き継がれることは重要なことです。

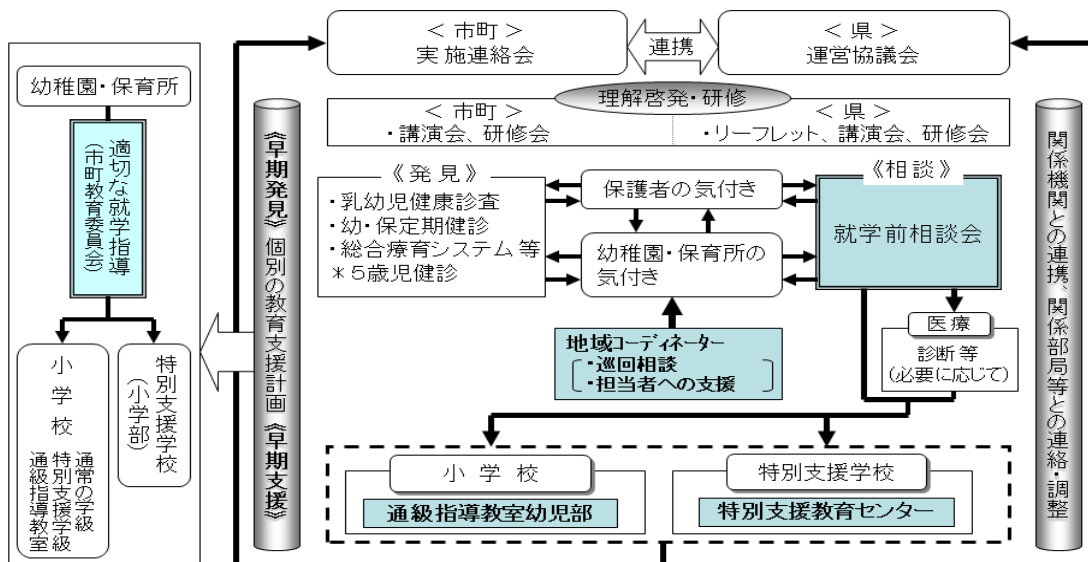
県教育委員会では、これまでも、関係部局や関係団体等と連携しながら、県内のすべての幼稚園と保育所に、「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の作成マニュアルを配布するとともに、園長や担当者等を対象とする研修会を開催してきました。さらに、保護者を対象とした特別支援教育のフォーラムの開催やリーフレットの配布等により、理解啓発にも努めてきました。

また、平成21年度から本格実施されました「幼稚園教育要領」や「保育所保育指針」においても、「個別の教育支援計画」や「指導計画」の作成と活用が明記されるなど、これらの活用による支援の充実や就学先での支援の継続が求められています。

さらに、市町においては、「5歳児健診」、「子育て相談会」等の幼児を対象とする早期発見・早期支援の取組を進めています。

このため、県教育委員会では、幼稚園や保育所等の幼児期において、早期に支援計画が作成され、支援の充実につながるように、関係部局、市町教育委員会、関係機関、関係団体等との連携を密にして、作成と活用についての実践事例の提供、地域コーディネーターの派遣、保護者への作成・活用の情報提供などの取組を進めます。

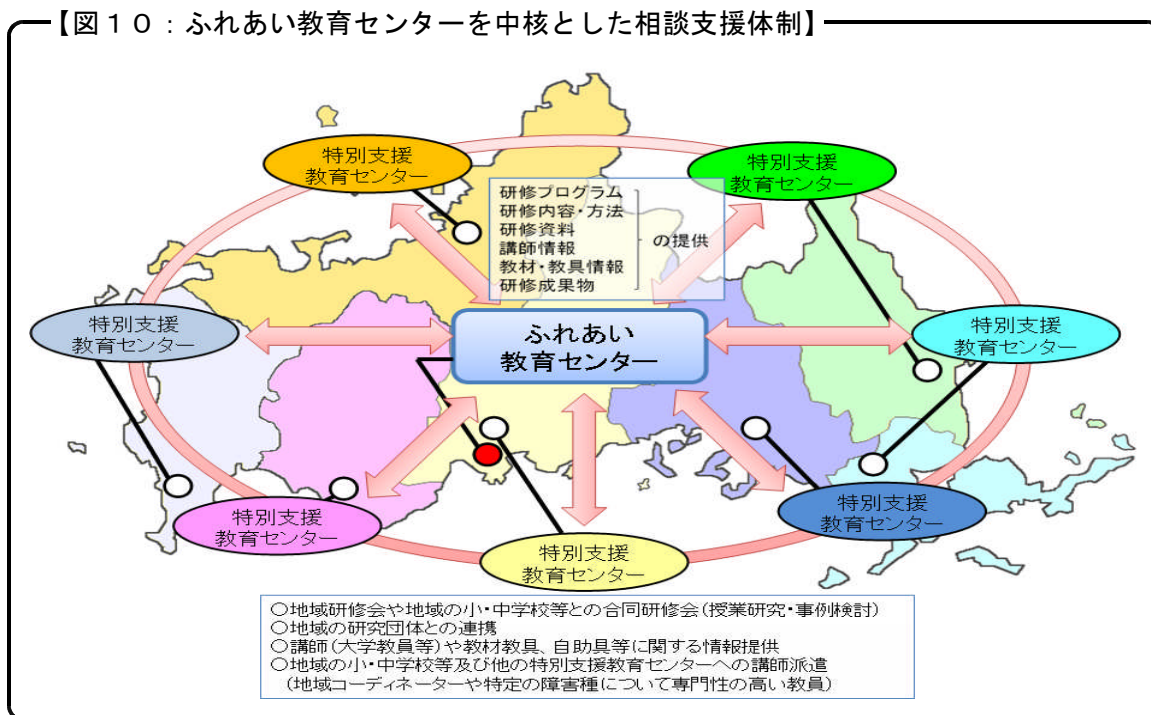
【図9：就学前相談会の実施イメージ】



2 ふれあい教育センターを中核とする相談支援体制の構築

第1期実行計画では、発達障害のある児童生徒への相談支援の充実に向け、小・中・高等学校等の取組を支援するための体制整備を重点的に進めてきました。

特に、やまぐち総合教育支援センター内のふれあい教育センターは、県内7カ所の特別支援教育センターの中核として、発達障害を含め障害のある幼児児童生徒への広域的・専門的な相談支援の役割を担っています。



このような取組により、小・中・高等学校等において、教職員や保護者の方の発達障害への理解や校内の相談支援体制の整備も進んできています。しかし、発達障害の児童生徒が、二次的に不登校、集団不適応等の状態を示している事例もあり、発達障害の児童生徒への指導や支援は、引き続き、重要な課題となっています。

このため、ふれあい教育センターと、隣接する「子どもと親のサポートセンター」の相談機能の効果的な連携を図るために、新たに発達障害支援プロジェクトチームを設置し、発達障害等の児童生徒に対する支援機能の強化を図ります。

< P 30 図11参照 >

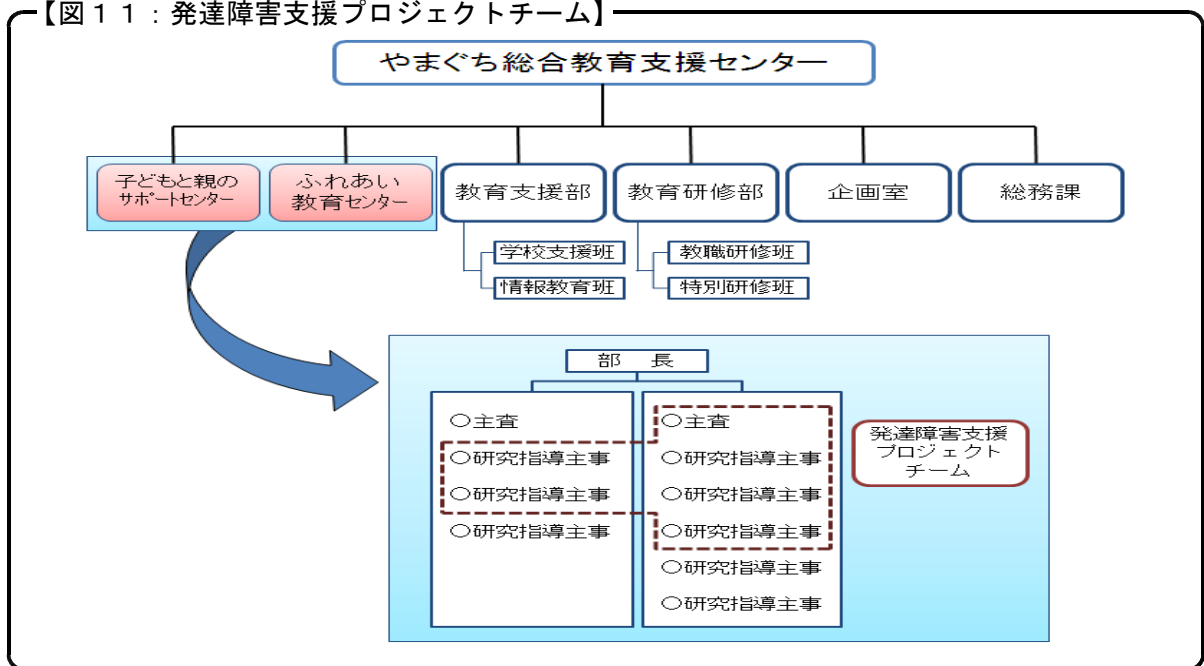
子どもと親のサポートセンターで実施する不登校や集団不適応等の相談の中に、発達障害の児童生徒が含まれている事例があります。このような事例の場合、発達障害に気づき、適切な支援を行うことによって、問題を複雑化させることなく、対応できるようになる場合があります。

このチームの設置によって、小・中・高等学校等からの様々な相談に総合的に対応し、発達障害の児童生徒への支援の一層の充実が期待されます。

発達障害教育センターとしての機能を強化するふれあい教育センターでは、以下の役割を担います。

- ①特別支援教育センター間の連絡調整のための「広域連携協議会」の開催
- ②医師、臨床心理士等の心理学の専門家等による事例検討会の実施
- ③特別支援教育センター等と連携した巡回訪問による教育相談、校内研修等の支援
- ④就学相談から進路・就労相談まで学校教育の期間を一貫した相談支援
- ⑤教員や保護者を対象とした研修会、フォーラム等の開催
- ⑥発達障害の児童生徒への指導や支援方法に関するワークショップ研修
- ⑦発達障害の児童生徒及び保護者を対象とする集中サポートプログラム 等

【図 1 1 : 発達障害支援プロジェクトチーム】



3 地域におけるネットワークづくり

第1期実行計画では、ふれあい教育センターを中核として、県内7地域の特別支援教育センターとサブセンターとが連携を図り、障害のある児童生徒や保護者への相談支援の実施、小・中・高等学校等の教員への指導内容・方法等に関する助言、校内研修への協力など、地域における相談支援の充実に努めました。

この体制が、各地域において定着するとともに成果をあげていますので、第2期実行計画においても、引き続き、学校や地域の実情に応じた相談支援の充実に取り組みます。

(1) 県教育委員会の役割

地域の相談支援における地域コーディネーターの役割は大きく、引き続き、全公立幼稚園・小・中・高等学校等を巡回訪問して、学校の実情に応じた相談支援の進め方等について支援を行います。

また、地域コーディネーターには、発達障害等への支援を含め特別支援教育に関する高い専門性が求められており、その専門性の維持・向上に向け、市町教育委員会と連携を図りながら、その資質技能(*)を満たす教員を計画的に養成するシステムを構築することが必要です。

(*)< P 3 5 「図 1 6 専門性の向上」参照 >

地域の実情や障害の状況を踏まえたきめ細かな相談支援が一層進むよう、県教育委員会では、引き続き、特別支援教育センターや視覚障害教育センター、聴覚障害教育センター等の相談支援体制を強化し、各市町教育委員会の計画的な特別支援教育の推進や小・中・高等学校等での主体的な取組を積極的に支援します。

また、こうした相談支援体制の中核として、ふれあい教育センターを、センター・オブ・センターとして位置付け、就学から卒業までの相談支援体制を整備します。

特に、厳しい雇用情勢の中、特別支援教育センターに設置する関係機関連携協議会(*)の中に、企業やハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等の労働関係機関の参画を得た「就労支援のネットワーク」を位置付け、就労支援の体制の強化を図ります。

(*)< P 9 「4 関係機関と連携した相談支援体制」参照 >

(2) 市町教育委員会の役割

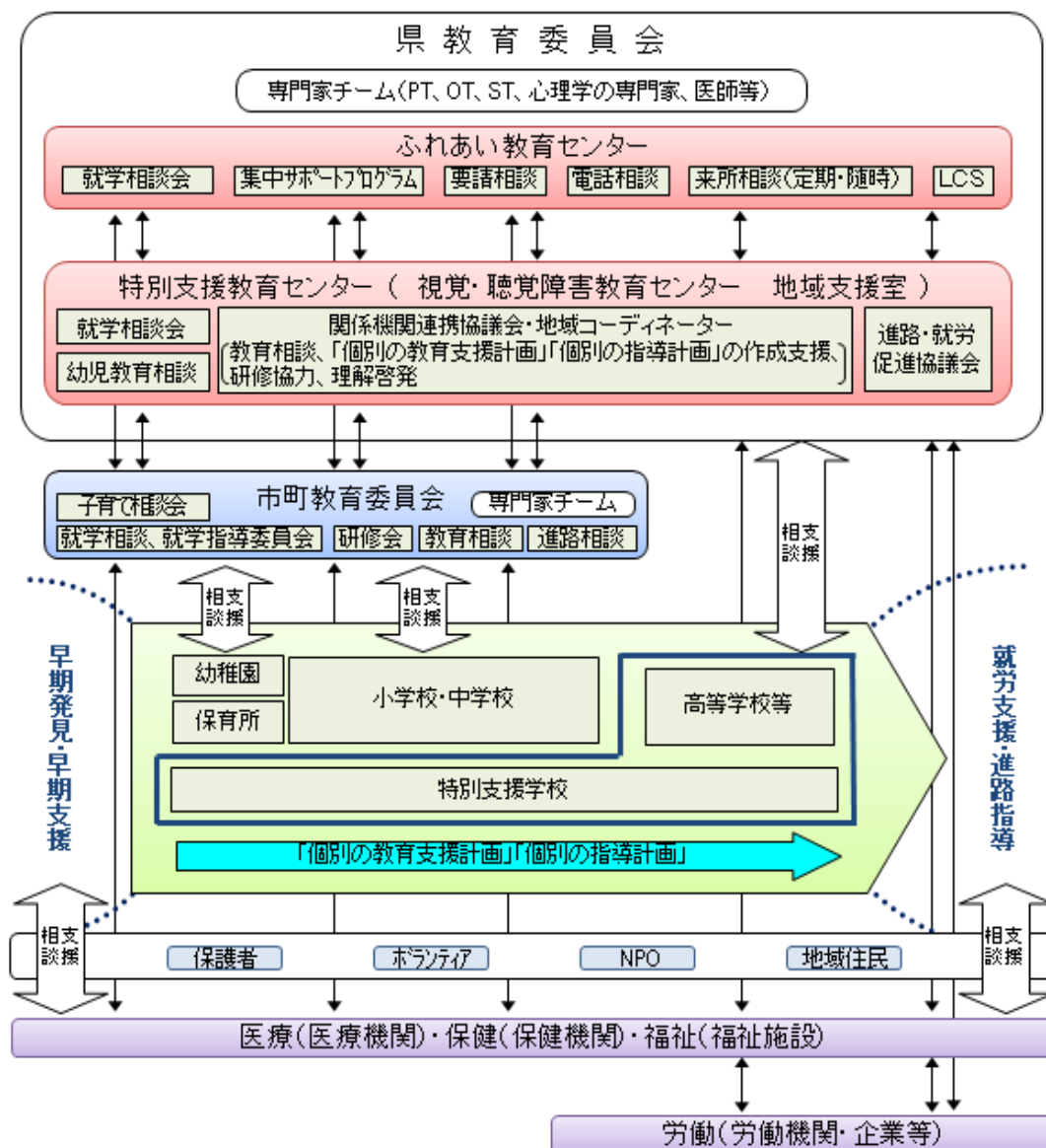
市町教育委員会の中には、地域や学校の実情に詳しい臨床心理士や特別支援教育士等の資格を有する教員等で構成する独自の専門家チームを活用して、発達障害の早期発見・早期支援に向けて、「子育て相談会」等の相談会を実施しているところもあります。

この中で、保護者への発達障害についての理解啓発、幼稚園・保育所の担当者等への研修、臨床心理士等の心理学の専門家等の参画を得た相談会の開催等に取り組んでいます。

市町教育委員会が、地域の実情を踏まえた相談支援体制の構築や理解啓発に向け、計画的に取り組むことが必要です。

【図 12：就学から卒業までの一貫した相談支援体制】

就学から卒業までの一貫した相談支援を実現する体制



※LCS:Liaison Consultation Staff

学級経営上の困難な事例への緊急対応として、小学校、中学校、高等学校等を訪問し、家庭、学校、関係機関と連携しながら、組織的に支援を行う、ふれあい教育センターに設置されている専門家チームです。

4 理解啓発の推進

障害のある児童生徒が自立し、社会参加するためには、保護者や地域の方々の特別支援教育への理解啓発を図ることが必要です。

このため「図13 情報ネットワークのイメージ」に示した、ふれあい教育センターを中心とした県内の総合支援学校間の情報ネットワークの構築を図ります。

具体的には、保護者は養育や就学に関する情報を、また、小・中・高等学校等は研修や指導等に関する情報を、さらに地域や広く県民の方々が、本県の特別支援教育に関する情報等を、このネットワークにアクセスすれば、いつでも、どこからでも必要に応じて入手できる環境の整備を進めます。

【図13：情報ネットワークのイメージ】



重点プログラム（施策）

- ・ふれあい教育センターの発達障害の相談支援機能の強化（H23年度～）
- ・情報ネットワークの構築による理解啓発の推進（H23年度～）

VII 教職員の専門性の向上

基本的な考え方

特別支援教育を推進するには、管理職のリーダーシップやすべての教職員が特別支援教育について理解を深めることが必要ですので、引き続き、やまぐち総合教育支援センター等の研修の充実に努めるとともに、地域コーディネーター等の中核となる教員の計画的な養成も進めます。

また、総合支援学校等で特別支援教育を専門的に担当する教員に必要な特別支援学校教諭免許状の取得促進とともに、その基礎資格である小・中・高等学校教諭免許状の専門性の維持・向上のため、総合支援学校と小・中・高等学校等間の人事交流の促進にも努めます。

1 教職員の専門性と研修

(1) やまぐち総合教育支援センターの研修の充実

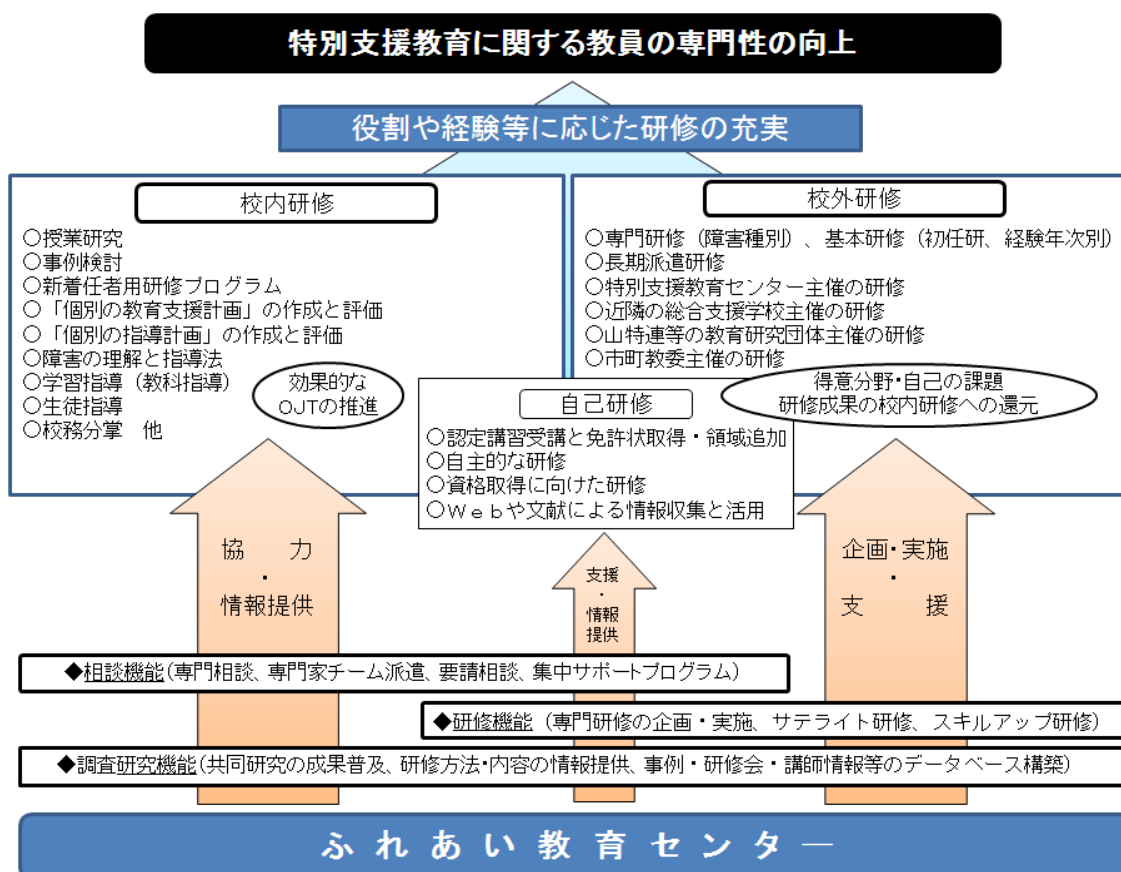
各学校の特別支援教育の推進には、校長等の管理職のリーダーシップとともに全教職員が特別支援教育の理念や発達障害等の児童生徒への支援などについて、研修を積み重ねることが重要です。

このため、やまぐち総合教育支援センターで実施する研修講座の内容が、教職員のキャリアステージや役割に応じた実際の、具体的なものとなるよう、継続的に見直しを進めます。

特に、校内の推進役となる管理職や校内コーディネーターを対象とする研修については、学校や地域の実情に応じた実践的な内容となるよう、その充実に努めます。

また、特別支援教育に関する高い専門性が求められる地域コーディネーターの専門性の向上や計画的な養成につましましては、地域コーディネーターに求められる資質技能を明確化するとともに、市町教育委員会と連携しながら、中核となる教員の大学等への派遣、集中サポートプログラム等のワークショップ型研修の実施等により実践的な専門性の向上に努めます。

【図 1 4 : 特別支援教育に関する教員の専門性の向上】



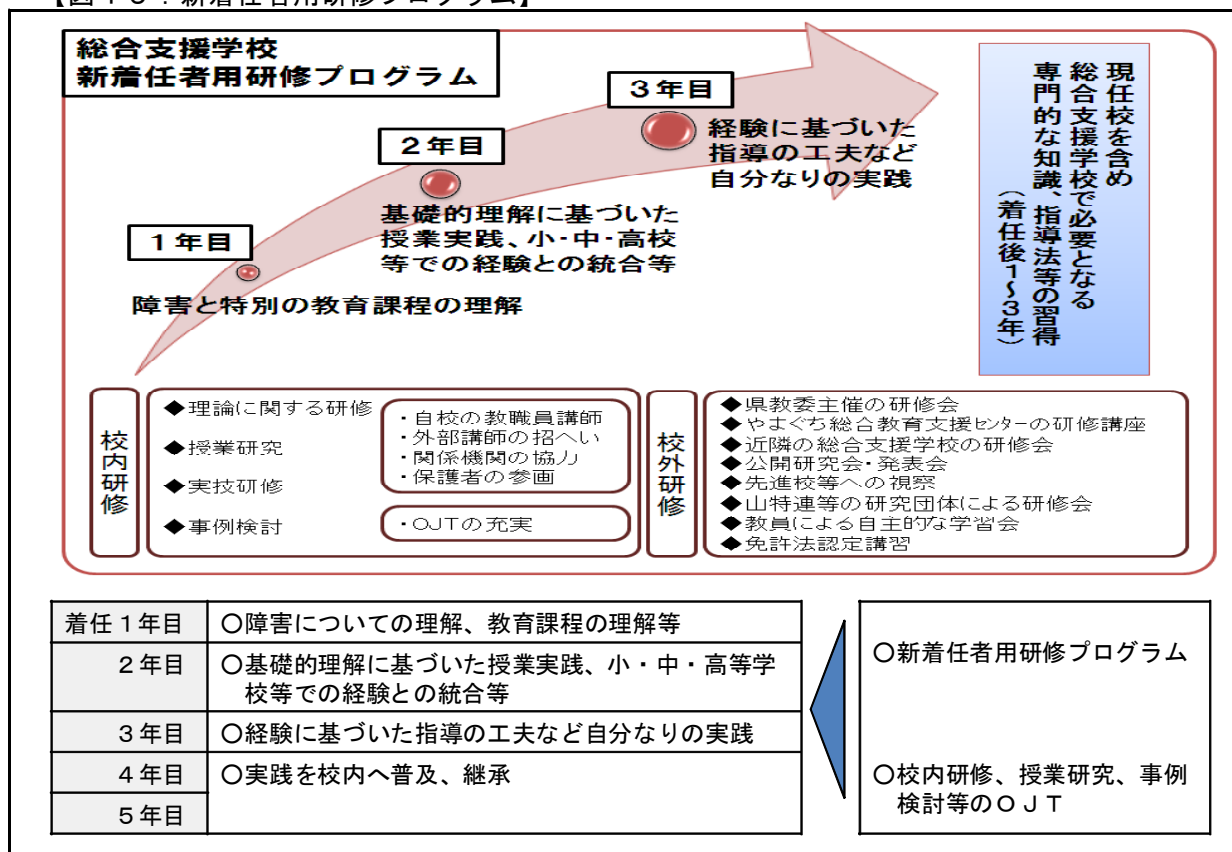
(2) 総合支援学校教員の免許状保有の原則義務化と指導領域の拡充促進

総合支援学校の教員には、特別支援教育に関する総合的な専門性が求められており、特別支援学校教諭免許状の保有は、専門性を確保する上でも重要です。

このため、県教育委員会では、小・中・高等学校等から初めて総合支援学校に着任した教員が、着任後3年以内に免許状を取得できるよう、引き続き、免許法認定講習の実施に努めます。

また、各総合支援学校では、在籍する児童生徒の障害に応じた専門性の向上に向け、着任後3年間の研修プログラムを実施する中で、OJTによる専門性の向上に努めます。 <図15参照>

【図15：新着任者用研修プログラム】



(3) 教員の自主的な研修への支援

教員の中には、自己の専門性を向上させるための校内研修等に加え、臨床心理士や特別支援教育士等の資格取得を目指した勉強会へ参加したり、自主的な授業改善の研修会を開催している例があります。

県教育委員会では、教育力向上指導員や臨床心理士等の資格を有する教員の紹介や研修情報の提供等を行い、専門性の向上に向けた自主的な研修を支援します。

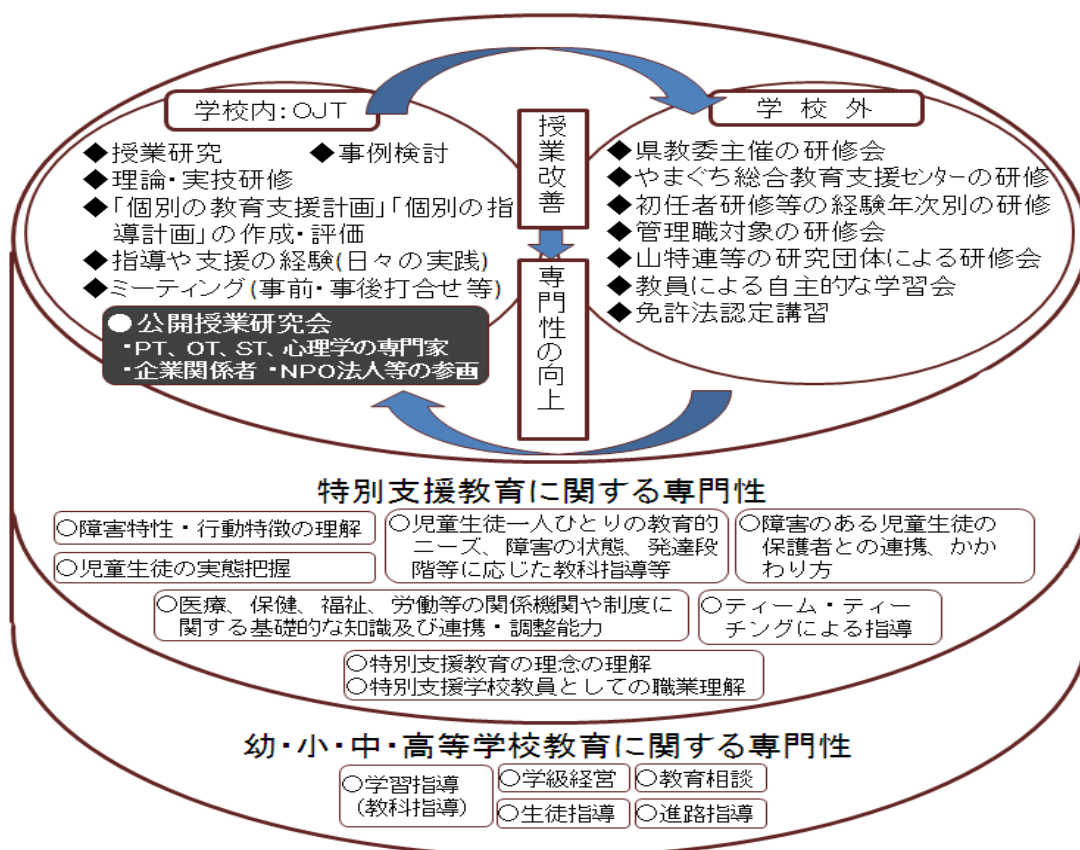
2 開かれた学校づくりと外部人材の参画

障害のある児童生徒が、将来、自立し、社会参加するためには、地域の中で育つことが重要であり、各学校では、文化祭や運動会等の学校行事などに、地域の方々やボランティア等の参画を進めるとともに、Webページで教育活動や研修会等の情報を提供するなど、開かれた学校づくりを進めています。

第2期実行計画においても、各学校では、NPO法人やボランティアの参画や総合支援学校教員による公開授業の実施等により積極的に開かれた学校づくりを進めます。

また、障害のある児童生徒が自立し、社会参加を目指す教育を進める特別支援教育においては、卒業後の生活を見通した教育内容・指導方法が重要ですので、福祉施設等の職員、企業等の専門技術者の参画を得た授業研究会等における意見を踏まえ、卒業後を見通した教育の充実を図ります。

【図16：専門性の向上】



3 人事交流の促進

総合支援学校では、計画的な校内研修の実施や日々の授業の中で、OJT(*)により実践的な専門性の向上に努めています。総合支援学校の教員には、P36「図17:総合支援学校に勤務する教員の専門性の向上」に示すように、小・中・高等学校の教員としての専門性の維持・向上も必要です。

今回、小・中・高等学校及び特別支援学校の学習指導要領が改訂され、平成23年度から順次全面実施されますが、学習指導要領は概ね10年間の期間ごとに改訂されます。

総合支援学校に勤務する教員につきましても、学習指導要領が改訂される期間内において、小・中・高等学校等で勤務することを促進し、小・中学校等における教科指導や生徒指導等の実践を重ねることが重要です。

* OJT (On-the-Job Trainingの略)

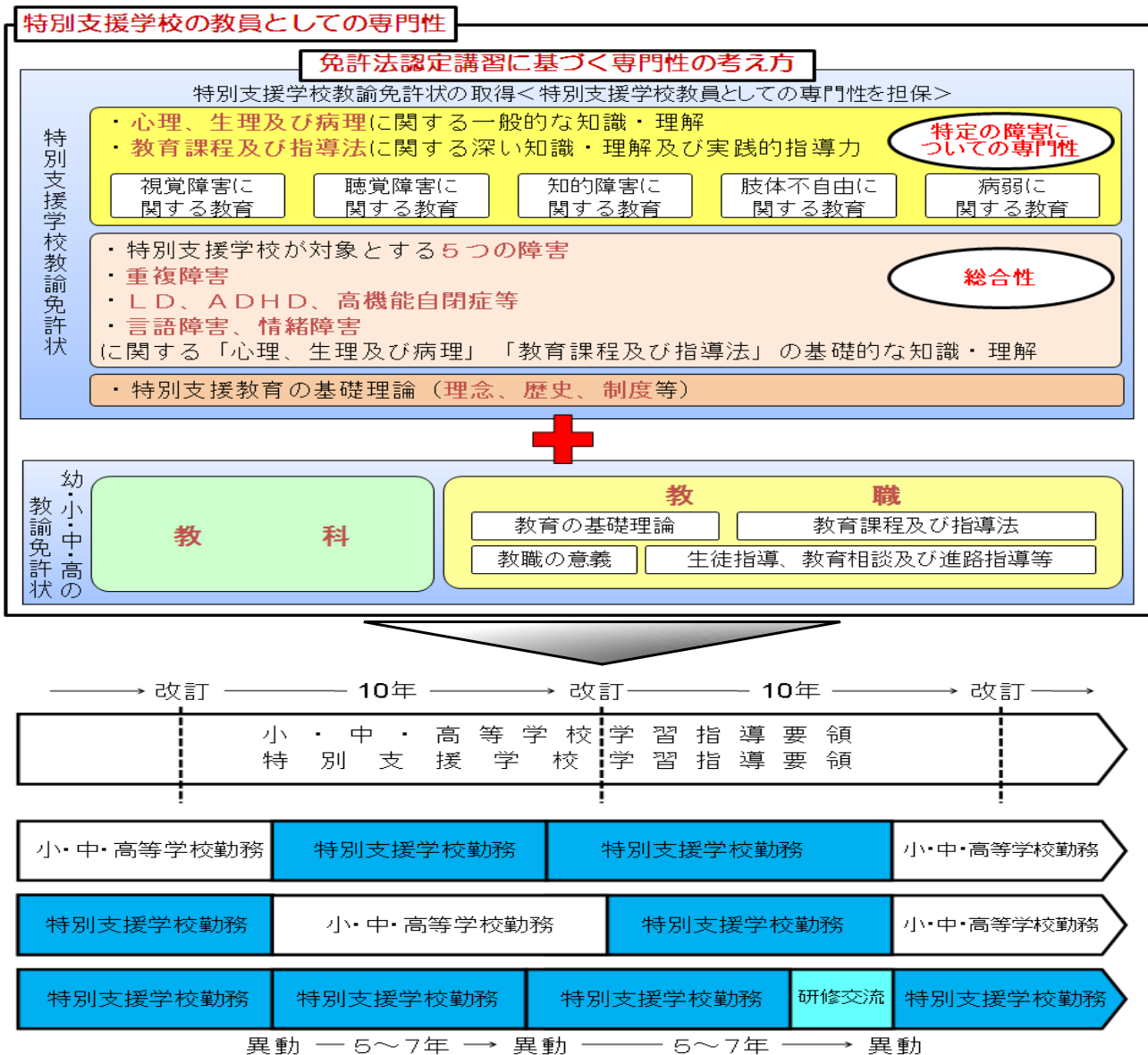
OJTとは、職場において具体的な仕事を通じて、仕事に必要な知識や技能などを計画的・継続的に研修し、一人ひとりの職員の能力向上とともに職場全体の業務処理能力や力量を育成する活動です。

また、総合支援学校に勤務する教員には、幅広い障害に対する総合的な専門性が求められていますので、多くの総合支援学校での実践も必要です。

このため、総合支援学校に勤務する教員につきましては、これまで、1校10年を超える場合は、原則として異動を行うという方針に基づき人事異動を行ってきましたが、今後は、これまで以上に、総合支援学校と小・中・高等学校等及び総合支援学校間の人事交流を促進する必要があります。

また、小・中・高等学校等から新たに総合支援学校に着任する教員には、引き続き、着任後3年以内に特別支援学校教諭免許状を取得することを促進します。

【図17：総合支援学校に勤務する教員の専門性の向上】



重点プログラム（施策）

- ・新着任者用研修プログラムや免許法認定講習の実施による専門性の向上・維持（H23年度～）
- ・総合支援学校間及び小・中・高等学校等との人事交流の促進（H23年度～）

VIII 本県特別支援教育ビジョンの実現に向けて〈実行計画の円滑な実施と推進〉

1 推進体制

- ・「実行計画推進委員会」による進捗状況の整理

2 実行計画スケジュールと目標

- ・実行計画の見直し
平成25年度に、児童生徒の実態や学校の実情、社会動向等を踏まえた見直しを行います。
また、国の動向等にも注視しながら、必要に応じて見直しを行います。
- ・平成27年度に、「山口県特別支援教育ビジョン」の目標の実現を図ります。

重点プログラム（施策）一覧

Ⅳ 県立学校における特別支援教育の充実

1 総合支援学校における取組

- ・「公開授業研究会」等のOJTによる専門性の向上（H23年度～）
- ・「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」作成と活用の推進と事例集作成（H23年度～）
- ・地域における特別支援教育推進の拠点となる総合支援学校の充実（H23年度～）
- ・特別支援教育センターを中核とした相談支援体制の強化（H23年度～）
- ・総合支援学校の安心・安全な学習環境の整備（H23年度～）

2 県立高等学校等における取組

- ・「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」作成と活用の推進と事例集作成（H23年度～）
- ・計画的な校内委員会や事例検討会の開催（H23年度～）

Ⅴ 市町立幼稚園・小・中学校における特別支援教育の充実

- 1 きめ細かな支援のための校内体制づくり
- 2 発達障害等を含めた障害の実情に即した支援
- 3 特別支援学級や通級指導教室における指導の充実と柔軟な活用

- ・市町教育委員会の計画的な特別支援教育推進への支援（H23年度～）
- ・「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」作成と活用の推進と事例集作成（H23年度～）
- ・実効性のある校内支援体制の実践事例集作成（H24）
- ・地域コーディネーターによる全公立幼稚園、小・中学校の巡回訪問（継続実施）
- ・発達障害の児童生徒の追跡調査（H23年度～）

Ⅵ 地域における相談支援の充実

- 1 幼稚園、保育所等の幼児期における相談支援の充実
- 2 ふれあい教育センターを中核とする相談支援体制の構築
- 3 地域におけるネットワークづくり
- 4 理解啓発の推進

- ・ふれあい教育センターの発達障害の相談支援機能の強化（H23年度～）
- ・情報ネットワークの構築による理解啓発の推進（H23年度～）

Ⅶ 教職員の専門性の向上

- 1 教職員の専門性と研修
- 2 開かれた学校づくりと外部人材の参画
- 3 人事交流の促進

- ・新着任者用研修プログラムや認定講習の実施による専門性の維持・向上（H23年度～）
- ・総合支援学校間及び小・中・高等学校等との人事交流の促進（H23年度～）

巻末資料 1

＜特別支援学校在籍者数の推移＞

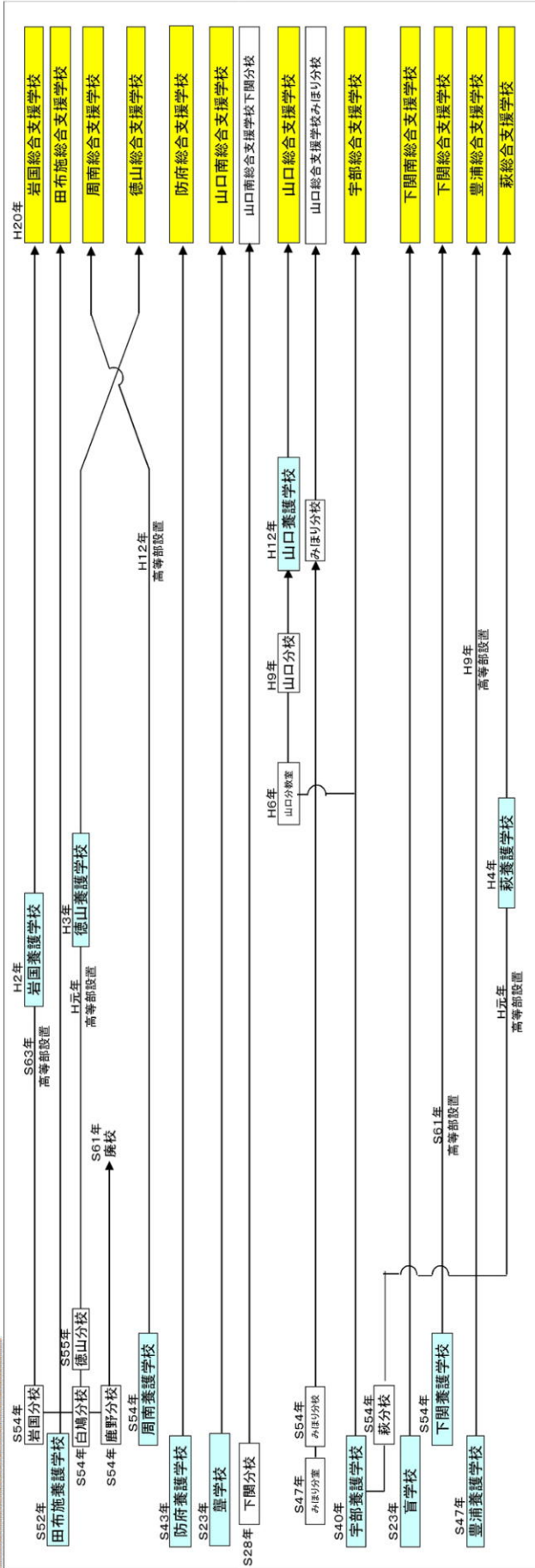
(各年 5 月 1 日現在)

(人)

	学校名	学部	在 籍 者 数(重複)				
			H 2 2	H 2 1	H 2 0	H 1 9	H 1 8
1	岩 国	小	27(17)	30(19)	32(21)	29(19)	23(17)
		中	32(11)	28(10)	23(7)	19(8)	23(10)
		高	41(17)	45(15)	42(17)	37(11)	37(10)
2	田布施	小	34(18)	32(18)	32(16)	25(16)	27(21)
		中	33(9)	31(13)	29(15)	23(14)	25(18)
		高	103(34)	105(42)	112(54)	101(50)	103(46)
3	周 南	小	35(29)	33(28)	33(27)	33(26)	34(28)
		中	20(14)	18(13)	12(10)	16(14)	19(17)
		高	21(17)	22(19)	25(22)	19(16)	15(13)
4	徳 山	小	34(11)	33(13)	30(15)	26(18)	27(16)
		中	38(5)	32(10)	33(16)	29(13)	25(10)
		高	38(11)	41(14)	47(9)	43(8)	40(9)
5	防 府	小	38(20)	32(21)	28(20)	21(21)	22(22)
		中	34(9)	32(16)	31(24)	30(28)	29(29)
		高	72(25)	65(38)	62(50)	59(55)	56(51)
6	山口南	幼	6(0)	4	5	8	11
		小	13(4)	9(1)	10(1)	9(1)	10
		中	3(0)	4	8(2)	10(2)	12(3)
		高	58(3)	37	23(6)	12(3)	9(1)
	下関分校	幼		2	4	5	2
		小		3(1)	4	2	2
7	山 口	小	48(28)	41(28)	41(32)	39(32)	40(29)
		中	45(26)	42(23)	38(20)	32(13)	32(7)
		高	71(24)	69(17)	84(13)	93(13)	91(12)
	みほり分校	小	14	23	24	22	14
		中	17	19	14	21	18
8	宇 部	小	66(28)	57(27)	63(35)	54(32)	52(33)
		中	52(22)	52(27)	42(23)	45(27)	44(23)
		高	152(44)	150(46)	131(49)	116(44)	115(49)
9	下関南	幼	1			1	1
		小	8(5)	4(4)	1(1)	1(1)	1(1)
		中	3(2)	4(1)	7(1)	5(1)	7(3)
		高	23(2)	19(3)	17(2)	21(5)	23(3)
10	下 関	小	54(25)	53(26)	50(27)	53(32)	46(30)
		中	39(11)	32(9)	31(12)	25(13)	24(15)
		高	66(20)	61(27)	55(25)	53(23)	52(25)
11	豊 浦	小	5(1)	4(1)	3(1)	3(1)	3
		中	13(4)	12(4)	14(5)	13(4)	16(9)
		高	30(11)	30(16)	29(14)	27(16)	23(10)
12	萩	小	22(9)	23(11)	20(9)	18(8)	16(9)
		中	23(8)	21(9)	21(10)	12(8)	9(4)
		高	40(12)	37(8)	40(12)	43(17)	50(21)
総 計	幼	7	6	9	14(1)	14	
	小	398(195)	377(198)	371(205)	335(207)	317(206)	
	中	352(121)	328(135)	306(145)	284(145)	288(148)	
	高	715(220)	681(249)	667(273)	624(260)	614(250)	
	計	1,472(536)	1,392(582)	1,353(623)	1,257(613)	1,233(604)	

*網掛け部分は、総合支援学校移行後の状況

総合支援学校の変遷



総合支援学校及び特別支援学級在籍者数の推移

